

笠間市告示第104号

平成28年第1回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年2月23日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 平成28年3月1日（火）

2 場 所 笠間市議会議場

平成28年第1回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
3月 1日	火	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 補正予算質疑・委員会付託 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午前中）〕
3月 2日	水	休 会	議案調査
3月 3日	木		常任委員会（補正予算審査）
		本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 予算特別委員会の設置・付託 委員長報告・質疑・討論・採決（補正予算） 〔議会運営委員会開催〕
3月 4日	金	休 会	常任委員会（建設土木・教育福祉）
3月 5日	土	休 会	
3月 6日	日	休 会	
3月 7日	月	休 会	常任委員会（総務産業）
3月 8日	火	休 会	予算特別委員会（第1日）
3月 9日	水	休 会	予算特別委員会（第2日）
3月10日	木	休 会	議事整理
3月11日	金	休 会	予算特別委員会（第3日）
3月12日	土	休 会	
3月13日	日	休 会	
3月14日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月15日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
3月16日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
3月17日	木	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会 〔全員協議会開催〕

平成28年第1回
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成28年3月1日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	藤枝	浩君
副議長	10番	野口	圓君
	1番	田村泰	之君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	5番	菅井	信君
	6番	畑岡洋	二君
	7番	橋本良	一君
	8番	石田安	夫君
	9番	蛭澤幸	一君
	11番	飯田正	憲君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊	雄君
	14番	海老澤	勝君
	15番	萩原瑞	子君
	16番	横倉き	ん君
	17番	大貫千	尋君
	18番	大関久	義君
	19番	市村博	之君
	20番	小藺江	一三君
	21番	石崎勝	三君

欠席議員

2番 村上寿之君

出席説明者

市	長	山口伸樹	君
副	市長	久須美忍	君
教	育長	今泉寛	君

市長公室長	橋本正男君
総務部長	塩畑正志君
市民生活部長	山田千宏君
福祉部長	櫻井史晃君
保健衛生部長	友水邦彦君
産業経済部長	山中賢一君
都市建設部長	竹川洋一君
上下水道部長	藤枝泰文君
市立病院事務局長	打越勝利君
教育次長	園部孝男君
消防長	橋本泰享君
会計管理者	中庭要一君
笠間支所長	大月弘之君
岩間支所長	岡野正則君

出席議会事務局職員

議会事務局長	石上節子
議会事務局次長	飛田信一
次長補佐	渡辺光司
主査	若月一
主幹	神長利久

議事日程第1号

平成28年3月1日（火曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願陳情について
- 日程第5 施政方針について
- 日程第6 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第7 議案第1号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
議案第2号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

	議案第3号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
	議案第4号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
	議案第5号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
	議案第6号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
	議案第7号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
	議案第8号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
	議案第9号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
	議案第10号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
	議案第11号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
	議案第12号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
	議案第13号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
	議案第14号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
	議案第15号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
	議案第16号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
	議案第17号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
	議案第18号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
	議案第19号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第8	議案第20号	笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第9	議案第21号	笠間市の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第22号	笠間市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第23号	笠間市行政手続条例等の一部を改正する条例について
日程第12	議案第24号	笠間市介護保険条例及び笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第25号	笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第26号	笠間市岩間工業団地庭球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第27号	笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第28号	笠間市教育振興基金条例を廃止する条例について
日程第17	議案第29号	笠間市立大原小学校教育振興基金条例を廃止する条例について

- 日程第18 議案第30号 笠間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について
- 日程第19 議案第31号 笠間市行政不服審査会条例について
- 日程第20 議案第32号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例について
- 日程第21 議案第33号 笠間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について
- 日程第22 議案第34号 笠間市空家等対策協議会設置条例について
- 日程第23 議案第35号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第24 議案第36号 土地の取得について
- 日程第25 議案第37号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第38号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第39号 平成27年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第40号 平成27年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第41号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第42号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第43号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第44号 平成27年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第45号 平成27年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第46号 平成27年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第47号 平成28年度笠間市一般会計予算
- 議案第48号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第49号 平成28年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第50号 平成28年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第51号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第52号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第53号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第54号 平成28年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第55号 平成28年度笠間市立病院事業特別会計予算
- 議案第56号 平成28年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第57号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計予算

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願陳情について
- 日程第5 施政方針について

- 日程第6 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第7 議案第1号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第2号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第3号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第4号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第5号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第6号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第7号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第8号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第9号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第10号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第11号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第12号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第13号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第14号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第15号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第16号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第17号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第18号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第19号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第8 議案第20号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第21号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第22号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第23号 笠間市行政手続条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第24号 笠間市介護保険条例及び笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第25号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第14 議案第26号 笠間市岩間工業団地庭球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第27号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第28号 笠間市教育振興基金条例を廃止する条例について
- 日程第17 議案第29号 笠間市立大原小学校教育振興基金条例を廃止する条例について
- 日程第18 議案第30号 笠間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について
- 日程第19 議案第31号 笠間市行政不服審査会条例について
- 日程第20 議案第32号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例について
- 日程第21 議案第33号 笠間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について
- 日程第22 議案第34号 笠間市空家等対策協議会設置条例について
- 日程第23 議案第35号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第24 議案第36号 土地の取得について
- 日程第25 議案第37号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第38号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第39号 平成27年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第40号 平成27年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第41号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第42号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第43号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第44号 平成27年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第45号 平成27年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第46号 平成27年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第47号 平成28年度笠間市一般会計予算
- 議案第48号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第49号 平成28年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第50号 平成28年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第51号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第52号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第53号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第54号 平成28年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第55号 平成28年度笠間市立病院事業特別会計予算
- 議案第56号 平成28年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第57号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計予算

午前10時04分開会

開会の宣告

○議長（藤枝 浩君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は2番村上寿之君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（藤枝 浩君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（藤枝 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番飯田正憲君、12番西山 猛君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（藤枝 浩君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきまして、去る2月23日議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいておりますので、ここで議会運営委員会委員長からご報告を願います。

委員長石松俊雄君。

[議会運営委員会委員長 石松俊雄君登壇]

○議会運営委員長（石松俊雄君） ただいまの議長の命に従い、議会運営委員会から報告を申し上げます。

当委員会は、1月15日、午前10時より、平成28年第1回笠間市議会定例会の会期日程等について協議しました。

会期につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、本日3月1日から17日までの17日間といたします。

3月1日は、会期の決定、請願陳情の付託、議案説明を受けた後、議案の一部について、質疑、討論、採決を行います。

平成27年度補正予算につきましては、質疑の後、各常任委員会へ付託します。

なお、一般質問及び議案質疑の通告は、本日午後12時を締め切りといたします。

2日は議案調査のため休会、3日は午前10時より各常任委員会を開催し、付託された補正予算の審査を行い、午後2時から本会議を開催し、各常任委員長から補正予算審査の経過と結果の報告を受け、質疑、討論、採決を行います。

また、議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会に付託をした後、平成28年度当初予算の審査のため、予算特別委員会を設置し、予算案を付託いたします。

4日、7日で、付託された議案審査のため、常任委員会を開催し、審査を行います。

8日、9日及び11日の3日間で予算特別委員会を開催します。

10日は休会といたします。

一般質問は14日から16日の3日間で行います。

なお、討論通告の締め切りは16日の午前中とさせていただきます。

最終日の17日は、各常任委員会及び予算特別委員会に付託された議案等の審査結果の委員長報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い終了となります。

なお、本会議終了後、全員協議会が予定をされております。

以上、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（藤枝 浩君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月17日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から3月17日までの17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承いただきたいと思います。

諸般の報告について

○議長（藤枝 浩君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分の報告が提出されましたので、既に議案とともに配付してございますので、ご了承願います。

次に、平成27年第4回定例会において議決されました、青少年健全育成基本法の制定を

求める意見書に関する請願書につきましては、去る平成27年12月17日をもって内閣総理大臣及び衆参両院議長並びに関係大臣あてに送付いたしましたので、ご報告いたします。

請願陳情について

○議長（藤枝 浩君） 日程第4、請願陳情についてを議題といたします。

今期定例会に提出されました請願陳情につきましては、文書表を付してその写しをお手元に配付いたしております。これらの請願陳情につきましては、お手元に配付いたしました請願陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

施政方針について

○議長（藤枝 浩君） 日程第5、施政方針について、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 平成28年度の一般会計を初め、各特別会計、企業会計の予算並びに関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の市政運営についての基本的な考え方と主要施策などについて、所信を述べさせていただきます。

平成18年に三つの市町が思いを寄せ誕生した「新笠間市」が、来る3月19日には10年という節目を迎えます。

この間、議会をはじめ、市民の皆様の協力のもと、インフラ整備、産業振興、人材育成、保健・福祉・医療の充実といったさまざまな取り組みを行い、着実に前進することができたと考えております。

一方、本市の人口は、合併後約4,000人減少しており、団塊世代が多いことから、今後も高齢化、人口減少が急速に進むという見通しになっております。また、公共施設の老朽化やさらなる財源の確保などの課題もあり、大変厳しい状況になっています。

しかし、これまで先人が築き上げてきた文化や歴史、そして志を、しっかりと未来へつないでいく責任が私たちにはあります。

これからの5年、10年を見据えたさらなるステージを創造していくため、笠間市のあらゆる力を結集し、本市の限りない可能性を大きく育てながら、躍進する自治体として築き上げてまいりたいと考えております。

さて、我が国の経済情勢ではありますが、平成27年10月に発足した第3次安倍内閣は、「新3本の矢」を放ち、「戦後最大のGDP600兆円」、「出生率1.8」、「介護離職ゼロ」を目指していくという政策を打ち出しました。これにより、経済を成長軌道に乗せるとともに、少

子高齢化に歯どめをかけ、50年後も人口1億人を維持する、そして、誰もが活躍することができる「一億総活躍社会」を目指すこととしており、平成28年度は、この政策が本格的に動き始めることとなります。

一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の取り組みが加速される中、今まさに人口減少と少子高齢化時代に適応した社会システムが構築できるか、自治体と地域の力が試されております。

本市としても、国の政策を踏まえて適切な対策を講じていくとともに、全力で地方創生に取り組み、本市のさらなる発展に努めてまいります。

次に、施政方針及び地方創生の考え方について述べさせていただきます。

平成28年度は、人口減少・少子高齢化に伴う諸問題の解決を目指す「笠間市創生総合戦略」が本格的に動き出す一方、笠間市総合計画の最後の年となります。今後、官民連携のもと、人口減少の抑制と地域経済の活性化を図りつつ、人口構造の変化に対応したまちづくりの実現に向けて力強く前進をしてまいります。

本市においては、平成27年10月に笠間市創生総合戦略を策定し、取り組みを進めているところであり、少子高齢化と人口減少に歯どめをかけるために、東京圏からの距離の優位性を含めた広域交通環境、充実した医療・福祉施設、地域資源による交流人口といった強みを、定住人口や地域経済の活性化につなげていく必要があります。

そこで、本市では、笠間市総合計画後期基本計画を踏まえつつ、平成28年度は、地方創生の取り組みを進めるために、「ひと」・「まち」・「もの（産業）」づくりを重点課題として位置づけ、各種事業に取り組んでまいります。

まず、「ひと」・「まち」・「もの（産業）」づくりに共通した取り組みとしては、大学生による市内企業紹介ツアーや笠間陶芸大学校学生等の後継者支援、新規就農支援などの実施により、笠間における持続的な人材の確保及び定着させる仕組みづくりを行う「笠間市 job サポートプロジェクト」、さらには、Uターン、Iターン、Jターン等の移住促進や転出抑制に向け、首都圏で活躍する市の出身者や大学生とのつながりの強化を進める「笠間・首都圏連携推進事業」などを推進してまいります。

次に、「ひと」づくりについては、安心して子どもを産み育てる環境を構築する「産前・産後サポート事業」、地域の実情にあった質の高い教育・保育を提供する認定こども園整備、国際化や時代の変化に対応した教育を推進する「笠間市学力向上推進プロジェクト」などの事業を推進してまいります。

次に、「まち」づくりについては、高齢化が進む中で、シニア世代が生涯通して活躍する暮らしづくりを推進する「生涯活躍のまち（笠間版CCRC）構想推進事業」、空き家等を活用したお試し居住やツアーなどを行う「定住化促進事業」、観光交流拠点のにぎわいを目的とした「笠間稲荷周辺まちづくり整備事業」、保健・福祉・地域医療の一元化した「(仮称)地域医療センターかさま」の整備などを推進してまいります。

次に、「もの（産業）」づくりについては、外国人旅行者受け入れ態勢の整備等を行う「笠間市外国人旅行者受入事業」、茨城中央工業団地笠間地区や県畜産試験場跡地等への企業誘致、笠間の栗のPRキャンペーン等を実施する「地場農産物振興拡大事業」、笠間焼の海外販路拡大等を推進する「地場産業支援事業」などを推進してまいります。

これら重点課題を中心に、平成28年度の重要事務事業として「91事業」を定め、各種事業を展開してまいります。

次に、平成28年度の予算編成方針についてご説明を申し上げます。

まず、歳入についてであります。税率の改正により法人市民税が減になると見込んで位るものの、固定資産税や軽自動車税の増が見込まれ、市税全体では前年度と同額程度となる見込みであります。

地方交付税については、平成28年度から合併市町村の特例措置であります合併算定替の縮減が始まりますが、国においては前年度とほぼ同程度の地方交付税を確保するとしているため、前年度と同額を見込んでおります。

歳出につきましては、臨時財政対策債や合併特例債などの償還による公債費や障害者自立支援給付など社会保障関係経費などの増加が見込まれております。また、平成28年度は、公共施設の長寿命化を図る更新・整備が特に必要な状況となっております。

このようなことから、予算編成方針の基本的な考え方として、限られた貴重な財源を有効活用するために、「優先度が高い事業に重点を置いた予算配分」「新たな財源の確保」「スクラップ・アンド・ビルドの徹底」により、効率的で実効性の高い行政運営を目指し、全部署において可能な限り経費の見直しを図りながら、重点的な課題への新たな取り組みを積極的に進めることといたしました。

笠間市創生総合戦略が本格化する平成28年度においては、戦略に掲げる「ひと」・「まち」・「もの（産業）」づくりを重点課題として予算編成をしております。

これらの結果、平成28年度の一般会計予算は、総額304億5,000万円で、前年度と比較しますと、13億3,000万円（4.6%）の増となります。

特別会計予算については、国民健康保険特別会計を初めとします7会計で、予算総額は205億4,732万円であります。

また、企業会計予算については、市立病院事業会計を初めとします3会計で、予算総額は39億7,471万9,000円であります。

なお、一般会計予算と特別会計予算及び企業会計予算を合わせた、本市の平成28年度の予算総額は549億7,203万9,000円で、今年度と比較すると、21億6,273万2,000円、率にして4.1%の増となります。これは、一般会計においても、特別会計・企業会計合わせた総額においても、本市誕生後、最大の規模となります。

さらに、緊急対策として決定した国の平成27年度補正予算についても、平成28年度の予算と合わせた一体的な取り組みにより、最大限の活用を図ってまいります。

続きまして、重要事務事業を初めとする主要な施策の概要について、総合計画の本市の将来像を実現するための「六つの柱」に沿って、平成27年度補正予算関連施策も含めながら述べさせていただきます。

初めに、「広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり」についてご説明申し上げます。

まず、「生涯活躍のまち（笠間版C C R C）」構想の推進についてであります。国は、東京一極集中の是正に向け、地方への新しい人の流れをつくることを、「まち・ひと・しごと創生」の基本目標として掲げ、「生涯活躍のまち（日本版C C R C）」構想を大きな施策の一つとして推進しています。

本市においても、首都圏からの人口流入策は重要な取り組みであり、笠間の強みを生かして、生涯を通して活躍できる「笠間暮らし」を提案する必要があります。

平成27年度は、笠間版C C R Cの構築に向け、核となる居住施設のマーケティング調査を行いました。平成28年度は、適地や事業者の選定を含めた具体的な事業計画づくりを、産学官と地域連携により進めてまいります。

次に、笠間稲荷門前通りの整備についてであります。観光などで訪れる方々に対して、安全と景観に配慮した人に優しい歩行者空間を確保する道路整備として、今年度までに延長282メートルと大町ポケットパークの整備が完了します。

平成28年度も引き続き、道路整備を進めるとともに、地域の方々が主体となった話し合いを継続して実施し、門前通りの街並みや景観づくりに向けた地区計画を策定してまいります。

笠間稲荷周辺整備事業については、旧井筒屋本館を交流拠点とするため、曳き家を含めた耐震補強・改修工事を実施してまいります。また、周辺整備についても、遊歩道の整備や本館東側の民間による商業施設や宿泊施設等の誘致を進めてまいります。

幹線道路の整備についてですが、国道355号笠間バイパスの整備については、県事業として進められており、全体計画5,200メートルのうち3,860メートルが既に完成し、下市毛から手越までの残区間1,340メートルの事業が進められております。

また、県道「平友部停車場線」については、J R常磐線の跨線橋からこころの医療センター前までの900メートルを県事業として用地買収が進められており、取得できた一部区間の拡幅工事が予定をされております。引き続き、早期完成に向け、関係機関と連携し整備を促進してまいります。

市道の幹線道路については、笠間地区の「来栖本戸線」「笠間小原線」、友部地区の「南友部平町線」「2級5号線（随分付）」「J R宍戸駅前踏切の歩道設置工事」など、国の交付金を活用しながら整備をしてまいります。

また、岩間駅周辺地区の歩道整備については、県道水戸岩間線の約300メートルを地場産のみかげ石を活用して整備を進めるとともに、愛宕山参道入り口へポケットパークを設置してまいります。

次に、「デマンドタクシーかさま」についてですが、運行から8年が経過し、1月末現在の登録者は7,911人、土曜日の試験運行を含めた全体利用者数は4万3,792人となっております。昨年度と比べると2,585人増加し、利用者の8割を占める高齢者の通院や買い物などの交通手段としてニーズが高まっております。

こうしたことから、平成28年度においては、利用者のさらなる利便性向上のため土曜日の本格運行を実施をしております。

次に、「多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり」について、ご説明申し上げます。

観光の推進については、笠間観光協会と連携して、各イベントの充実を図るとともに、より一層の観光客誘致に向け、インバウンド観光の推進に向けた取り組みを進めてまいります。

また、商工観光課内に新設する「観光戦略室」に民間の専門的知識を有する職員を配置し、2019年の茨城国体や2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えた、観光客の誘致や外国人旅行者の受け入れ態勢の整備など、戦略に基づいた事業展開を進めてまいります。特に、外国人旅行者の受け入れについては、外国人接客外国語講座やギャラリーロード商店街をモデル地区として、多言語案内板を設置するなど具体的な取り組みを実施をしております。

地域おこし協力隊については、現在2名の隊員が地域活性化を目的に、空き店舗を活用したコミュニティーカフェ等の運営や、商品開発、笠間市の魅力PR等の活動をしているところです。平成28年度は、健康づくりと農業振興に係る支援活動を担う隊員を新たに3名任用し、地域活性化に向けた取り組みを継続するとともに、任期を終了した隊員の活動を支援をしております。

「筑波山地域ジオパーク構想」については、平成27年度に構想の見直しや取り組みの強化を図り、再申請の準備を進めてまいりました。平成28年度は、新しい魅力の一つとして、愛宕山や佐白山へのツアーなどを実施し、ことしの夏に予定されている日本ジオパークの認定を受けることができるよう、関係自治体等と連携し取り組みを進めてまいります。

商工業の振興については、「笠間市JOBサポートプロジェクト」として、地域の雇用創出を目的に、小中学生から再雇用者まで段階に応じた、職業体験・インターンシップ事業・就職面接会・UIJターン促進等の事業を各種団体と連携して実施をしております。特に、本市出身の首都圏の学生を対象に、就職説明会や市内企業紹介ツアーを開催し、市内企業への関心を高める取り組みを行い雇用促進を図ってまいります。

また、地元企業の育成と新規進出企業の促進を目的に、新たな設備投資をした事業者において笠間市民を新規正社員として雇用した際の補助や従業員の労働環境改善のための施設整備に対する補助を実施をしております。

中小企業の支援については、円滑な資金調達を支援するため、市町村金融である自治金

融・振興金融の保証料補給並びに利子補給を継続して実施をしております。

企業誘致につきましては、新たな企業誘致及び既存企業の支援のため、「企業立地促進事業補助金」等の優遇制度を創設し、企業誘致の実現に取り組んでまいりました。

その結果、平成27年度は3社(11.7ヘクタール)が市内に立地し、大規模な企業として、茨城中央工業団地(笠間地区)内にペットボトルの高度循環処理によるリサイクルを行う「ジャパンテック株式会社」の立地が決定し、現在、本年6月の操業に向け工場の建設を進めております。また、畜産試験場跡地西側街区には、工場用間接資材等のネット販売を行っている「株式会社モノタロウ」の立地が決定し、平成29年4月の操業開始に向け、工事を進めている状況であります。

平成28年度においても、茨城中央工業団地(笠間地区)や畜産試験場跡地を初めとした事業用地の積極的なPR活動を行い、さらなる企業等の誘致を強力に推進してまいります。

「笠間焼」の振興については、笠間焼協同組合と連携しながら、飲食店と笠間焼作家をマッチングさせた商品開発を促進するとともに、日本貿易振興機構(ジェトロ)と連携して、中国やタイにおいて、笠間焼の販路拡大を目的とした事業を展開してまいります。また、「笠間の陶炎祭」や「笠間浪漫」、「笠間市地酒を笠間焼で乾杯する条例記念イベント」において、国の伝統工芸品である笠間焼を県内外にPRをしてまいります。

さらに、本年4月に「笠間陶芸大学校」が開校することから、これを契機として陶芸家を目指す優秀な若者に対する、学習、居住、創業、経営の安定化までの一貫した支援により、笠間焼の担い手を育成してまいります。

「稲田みかげ石」の振興については、茨城県や関係機関と連携し、公共事業への利活用を促進するとともに、販路拡大を目的に「いばらきストーンフェスティバル」や「ストーンエキシビジョン」の開催を支援してまいります。

次に、農業についてですが、TPP交渉の大筋合意による競争力の激化、農業者の高齢化や担い手不足など、農業を取り巻く環境が一層深刻化する中、担い手の育成については、新規参入者や農業後継者に対し、就農前の長期研修や青年就農給付金などにより、就農してから定着するまでを支援をしております。また、果樹産地の維持に向けて、高齢化や後継者不足で離農する果樹農家の経営を継承できるよう、農家の意向調査や研修生の受け入れ態勢づくりを進めてまいります。

農地の集積については、地域農業の将来像となる「人・農地プラン」の見直しを促進し、地域の担い手を明確にしていくとともに、農地中間管理機構を通して、さらに集約化を進めてまいります。

農業の6次産業化や農産物のブランド化については、「笠間ブランディングアドバイザー」を活用し、「笠間アグリビジネスネットワーク協議会」の農業・商業・観光業の連携した活動を支援するとともに、本市農産物に対する消費者の理解と関心を高め、知名度の向上や消費拡大を図ってまいります。

特に、本市の主要農産物である栗については、収穫期に合わせた「重点PR期間」を設け、市内飲食店や菓子店などで栗のメニューや商品の提供を促進し、消費拡大に努めてまいります。なお、新栗まつりにおいても、店舗数をふやし規模拡大など、内容の充実を図ってまいります。

また、「笠間市農業公社」の運営を支援し、新規就農者を育てるための農家研修と定期講座を組み合わせたアカデミー事業や農繁期の労働力を確保する「援農隊」の組織づくりを進めてまいります。さらに、平成28年度から、都市農村交流の拠点であります「笠間クラインガルテン」の運営を、農業公社に指定管理者として委託し、笠間の特長を生かした二地域居住を推進してまいります。

農地の基盤整備については、市が事業主体で実施している稲田大古山地区の面整備が完了し、平成28年度は、事業完了に向けて暗渠排水や集落道の整備工事を実施してまいります。

県営事業で実施している箱田中央地区、滝川地区、小原地区、北川根地区についても、早期完了に向け進めるとともに、平成28年度は市原地区で機場やパイプラインの再整備に着手をしてまいります。また、随分附地区、大淵地区については、地元説明会等を行い、地元意向を確認しながら事業採択に向けて推進をしてまいります。

森林整備については、公共性の高い平地林や里山林の整備・保全を図るため、引き続き、森林湖沼環境税を活用した森林の間伐や作業専用道の整備を実施してまいります。

次に、「ともに支えあい、健やかに暮らせるまちづくり」について、ご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進についてですが、生活習慣病の予防やメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導に積極的に取り組むとともに、人間ドック・脳ドックの費用助成の実施により、疾病の早期発見と適切な治療を促進することで、健康寿命の延伸に努めてまいります。

次に、少子化対策及び子育て支援事業についてであります。

初めに、出会い創出支援事業についてですが、市内の団体が行う出会いの場づくりに対する助成を引き続き実施をしてまいります。また、城里町、栃木県益子町、茂木町と締結した「縁結び広域ネットワーク協定」に基づき、結婚に関する情報の提供や婚活サポーターの情報交換により、結婚希望者への支援を行ってまいります。

子育て支援については、昨年3月に設置した「子育て包括支援センター」において、専任保健師2名を配置し、すべての妊婦・産婦の方々への電話支援を行うなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談にワンストップで対応しております。平成28年度からは、新たな事業として「産後ケア事業」を実施し、家族から支援が得られない産婦や母子の心身のケアや育児サポートを実施してまいります。また、「産前・産後サポート事業」として、妊産婦の不安感や孤立感を解消するため、子育て経験者や助産師等による個別相談や母乳相談を実施し、妊娠、出産、子育てと切れ目のないサポート体制を

充実をしてまいります。

また、本市では、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育事業を進め、平成28年度は、幼保連携型認定こども園として、稲田幼稚園といなだ保育所を一体化した定員123名の認定こども園を稲田幼稚園跡地に建設し、平成29年4月に開園してまいります。また、民間の認定こども園整備や小規模保育整備に要する経費を助成し、待機児童の解消に努めてまいります。

放課後児童クラブについては、小学校6年生までの利用を可能とするため、平成28年度中に笠間幼稚園跡地に定員200名の笠間小学校児童クラブと、北川根小学校に定員40名の児童クラブの整備を実施してまいります。また、児童クラブ指導員に対して、「放課後児童支援員」の資格取得を目的とした研修会への参加を進め、保育環境の総合的な質の向上に努めてまいります。

ひとり親家庭の支援については、「児童扶養手当」等の経済的支援だけでなく、「母子家庭等高等技能訓練促進事業」による資格取得の促進や就労支援などにより、恒常的に安定した生活の確保ができるよう、引き続き支援をしてまいります。

マル福制度については、本市独自の支援を幅広く実施しており、小児医療費の助成も対象年齢を中学3年生まで拡充してまいりました。平成28年度も現在の制度を継続し、乳幼児・児童・生徒の健康の保持及び健全育成を図ってまいります。

生活困窮者対策については、これまでの自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給に加え、新たに、子どもの学習支援事業を中学生対象に実施し、世代を超えた貧困の連鎖とならないよう自立支援策の強化に取り組んでまいります。

生活保護については、就労による自立を促すため、就労支援員を配置して対応しているところであり、平成27年度はこれまでに14人が新規就労を開始しております。今後も、適正な保護の適用を行う一方で、就労による自立促進や医療費扶助の適正化などの対策を重点的に取り組んでまいります。

障害者福祉については、「笠間市第4期障害福祉計画」に基づき、障害のあるすべての人に対して地域での自立した生活を支えるために必要な福祉サービスを提供するとともに、地域での相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター」や「障害者地域自立支援協議会」との連携のもと、相談支援体制の強化や権利擁護・虐待防止等に取り組んでまいります。

また、新規事業として、耳が聞こえない等で意思疎通を図ることに支障のある障害者の方々の在宅での自立と社会参加を促進するため、日常会話程度の手話表現技術を習得する「手話奉仕員」を2年間で10名程度を目標に養成してまいります。

高齢者福祉については、「高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づき、介護サービス事業所の整備等を進めながら、多様で質の高い介護サービス提供体制のさらなる充実を図ってまいります。

また、平成28年度から、市内の介護サービス事業者の適正な運営について、保険者とし

て市の役割を強めるため、県から居宅介護サービス事業所の指定・指導・監査等の権限の移譲を受け、公正な介護保険制度の運営を図ってまいります。

平成29年度から実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」については、地域の高齢者の多様なニーズを反映し、サービスの実施に向けた準備を進めてまいります。

昨年度、新たに高齢者の利用対象を拡げ、緊急時の対応と日常的な見守り支援のため開始した「高齢者見守りあんしんシステム事業」については、事業の周知を進めながら利用拡大を図ってまいります。

また、認知症施策として実施している「高齢者SOSネットワーク事業」の見守り協力事業所の登録拡大や、「認知症相談員」、「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症高齢者の早期対応の充実を図ってまいります。さらには、「認知症カフェ」や「コミュニティーカフェ」のモデル事業を実施してまいります。

「(仮称)地域医療センターかさま」の整備については、医療・行政連携型の新しい病院として、病院機能、保健センター機能、地域包括ケアシステム機能、病児保育室を有する市民サービスの拠点となるよう、平成28年度に着工し、平成30年4月のオープンを目指してまいります。

また、平成28年度より、独立して専従の看護師、理学療法士等を置く訪問看護のステーション化を図り、市立病院の患者だけでなく、一般市民も対象に、主治医の指示書に基づきサービスを提供してまいります。さらに、筑波大学との連携による「かさま地域医療教育ステーション推進事業」により、新たに後期研修医を受け入れ、地域医療を担う医師を育成するとともに、安定的な医師の確保に努めてまいります。

次に、「自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり」について、ご説明を申し上げます。

まず、防災体制の充実であります。昨年9月に常総市で甚大な被害を受けた短時間での局所的集中豪雨など、近年の気候変動等により、従来では考えられないような災害が、いつどこで起きるかわからない状況になっております。

こうした災害に対処し、市民一人一人が的確な安全確保の行動がとれるよう、市内全戸に配布している「防災のしおり」などを活用して、市内における土砂災害危険箇所や浸水想定区域の周知徹底、災害発生時における初動対応など、防災意識の向上に努めてまいります。

次に、原子力災害への備えとしての「広域避難計画」については、現在、栃木県などの隣接県等との受け入れ交渉を県が進めている段階であり、その協議が整い次第、示された避難先市町村との個別協議を行いながら策定をしてまいります。

災害時における共助のかなめとなります自主防災組織については、1月末現在で135団体が設立され、組織率は57.07%となっております。災害に強い地域づくりのために今後も継続して組織結成を促し、組織率向上に努めてまいります。

消防防災体制については、消防行政力の維持・強化のため、「茨城県消防広域化推進計画」に基づき、県央ブロックにおける消防組織の広域化を積極的に進めてまいります。なお、平成28年度は、広域化を進めるために、管内の消防力の適正配置状況を調査し、一般社団法人消防科学センターに委託してまいります。

また、笠間消防署の高規格救急車を更新するほか、耐震性貯水槽や消火栓の施設整備を継続して実施し、さらなる消防力の充実を図ってまいります。

救命率向上に向けては、笠間市民間救急ボランティア団体の「かさまハートサポーター」や「女性消防団」が消防職員と協働で、救急講習会等を開催し、市民に対して救急隊が到着するまでに行う応急手当の必要性・重要性を啓発してまいります。

消防団については、機能の強化や将来的に効率的な運用を進めていくため、今年度末に予定されている消防団審議会の最終答申に基づき、各地区において、分団の強化及び統合再編を進めてまいります。

消防救急デジタル無線及び消防指令センターについては、本年6月より水戸市役所内原庁舎内の「いばらき消防指令センター」で119番受付業務が本格運用となります。茨城県が整備する「防災情報ネットワークシステム」との連携強化により、関係機関との情報共有を迅速化し、市民の安心・安全を保護するための体制がより強固なものとなるよう、取り組んでまいります。

次に、環境についてですが、平成28年度から、快適で住みよい環境づくりの指針となる「第2次笠間市環境基本計画」がスタートいたします。将来の環境像である「豊かな自然との共生 水と緑のかさま」に向け、自然再生・保全や地球温暖化対策など、市民・事業者・行政が一体となって環境施策を推進してまいります。

ごみ処理については、「エコフロンティアかさま」、「環境センター」でそれぞれ処理が行われており、将来にわたり効率的・効果的な処理ができるよう検討することが急務となっております。

このことから、ごみの減量化や再資源化など本市のごみ処理の基本方針を定める「笠間市一般廃棄物処理基本計画」の改訂作業を平成28年度から2カ年で進めてまいります。

太陽光発電施設については、現在、市内において1メガ（1,000キロワット）以上の大規模な太陽光発電施設が16カ所計画されておりますが、現行制度では立地に当たって地域住民や市町村の意見が反映されにくいため、地域住民とのトラブルや土砂災害の発生リスク、景観の阻害、自然環境への影響などが危惧されているところであります。

このため、立地地域の住民や地元自治体との合意形成の明確化など、国及び県へ条例やガイドラインの制定等について要望しているところでありますが、市においても、地域と調和した適正な導入を図るため、立地に関する市独自の制度の構築に向けて検討してまいります。

空き家対策については、適正な管理と空き家の利活用などの対策を進めているところで

あり、適正管理については、これまで177件を調査し、解体を含めて96件が解決するなど、一定の成果を上げているところであります。

また、定住化に向けては、本市の空き家バンク制度を利用して22件が成約に至り、うち2件が首都圏からの移住につながっております。今年度も主に首都圏から本市へ移住を希望する方を対象に、市内の空き家を活用した移住体験事業を実施するとともに、本市の魅力を伝えるPR活動を積極的に推進をしております。

なお、平成28年度からは、これらの業務を一体的に推進するために、都市計画課内に「空き家政策推進室」を設置し、空き家の実態調査やデータベースの整備、空き家等対策計画の策定を進めてまいります。

日常生活を支える生活道路の整備については、安心・安全な道路環境を形成するため、特に、交通危険箇所など緊急性の高い箇所を優先的に整備を進めてまいります。

排水整備については、浸水被害の解消や被害を未然に防止するため、八雲・美原地区など市街地を中心に緊急性の高い箇所から整備を進めてまいります。

涸沼川の整備については、県事業として進められており、友部地区橋爪地内JR常磐線からの上流部と笠間地区石井地内笠間大橋からの下流部2カ所において、河川改修工事が進められております。引き続き、県と連携し事業推進をしております。

市道の清掃、美化等については、現在市内に38団体ある道路里親の普及を図り、市民と行政が協力し、道路環境づくりを推進しております。

都市公園の管理については、「笠間市都市公園グリーンパートナー制度」による市民の自主的な都市公園の美化活動を推進し、親しみやすい公園にするため、グリーンパートナー協力団体の拡充に努めてまいります。

上水道事業については、本年4月に水道料金の統一を実施し、より一層の経営健全化に努めてまいります。

また、安心安全な水道水の安定供給を図るため、石綿管の更新及び鉛製給水管の解消に取り組んでおり、平成27年度末で石綿管は約70%、鉛製給水管については約67%が完了する予定であります。今後も早期完了を目指して事業を進めてまいります。

さらに、水道事業の施設の集約など効率的な運営を図るため、石寺浄水場の平成29年4月廃止に向けた作業を進めるとともに、宍戸浄水場、吉岡浄水場の運転管理業務の民間委託に向けた検討を進めてまいります。

公共下水道事業については、処理施設の長寿命化計画に基づき、供用開始後22年を経過した「下市毛ポンプ場」の機械設備改修工事に着手し、処理能力の向上を図っております。また、「下市毛ポンプ場」から「浄化センターともべ」へ汚水を送る笠間友部第2幹線圧送管の整備を完成させ、災害に強い下水道の構築に努めてまいります。

農業集落排水事業については、友部北部Ⅱ期地区の管路整備を進めるとともに、既に供用開始している地区の接続率（75%）の向上に努めてまいります。

なお、公共下水道や農業集落排水が利用できない地区の方々には、要件が該当する申請者全員に合併浄化槽設置費の補助を実施をしております。

次に、防犯・交通安全対策についてですが、平成27年の笠間市内における刑法犯罪件数は693件であり、前年より65件減少している状況にあります。犯罪件数は減少傾向にありますが、昨年、岩間地区において空き巣・忍び込み等が多発するなど、最近は手口の多様化や巧妙化が進んでおります。

市では、犯罪の抑止を目的とした防犯カメラの設置を進めており、平成28年度は、新たに市街地10カ所を選定し、防犯カメラ20基を設置をしております。

また、「笠間市民間交番あさひ」については、引き続き、地域の防犯拠点として笠間警察署との連携を密にし、地域の安全・安心をサポートをしております。

さらに防犯灯整備については、一括リース方式に参加しなかった行政区防犯灯の交換等の助成を行い、省エネ及び行政区の電気料金の軽減を図っております。

次に、交通安全についてですが、昨年（平成27年）の笠間市内における交通事故発生件数は289件であり、前年より13件増加をしております。特に、高齢者がかかわるケースが多いことから、65歳以上で運転に自信がないドライバーの運転免許の自主返納を進めるとともに、年間約100件に上る運転免許返納者の支援として、引き続き「デマンドタクシーかさま」の回数券などの交付を行っております。

また、平成28年度からスタートする「第10次交通安全計画」に基づき配置した、交通安全教育指導員を中心に、交通安全協会や交通安全母の会等と協力しながら、小学生の自転車の安全運転、高齢者の交通事故防止のための啓発活動や出前講座などを実施をしております。

笠間市消費生活センターについては、平成25年度から相談業務を「NPO消費者相談室」に委託しております。平成28年度は、消費生活センターの組織や運営等を条例化することにより、市民の関心や信頼性を高めるとともに、急増するインターネットトラブルや高齢者を中心に広がる悪質商法やニセ電話詐欺などに対応するため、相談体制の充実に努めてまいります。

次に「人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり」について、説明を申し上げます。

教育行政の推進については、「役に立つ人づくり」「郷土を愛する人づくり」「心身ともに健康な人づくり」を柱に、教育・文化・スポーツの推進・生涯学習の充実に力を尽くしてまいります。

学校教育については、「学力の向上」を目指し、すべての小中学校に「授業支援講師」を配置し、チーム・ティーチング指導や習熟度別学習による児童生徒の理解度や個人差に応じた学習指導を実施をしております。

さらに、社会のグローバル化に対応した人材を育成していくために、現在、市内の小学6

年生と中学3年生を対象にした英語検定受験料の補助を行っており、速報値ですが、中学卒業レベルの3級合格者は113名で合格率は48.1%、前年と比べて6.7%上昇しております。平成28年度も全校に英語指導助手を配置し、小中学生対象の夏季英語講習会の実施や、教員の指導力向上研修などを実施し、英語教育環境の充実強化に努めてまいります。

また、平成28年度から、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの生徒指導上の課題に対応するために、学校と家庭、関係機関等をつなぎ児童・生徒を支援する「スクールソーシャルワーカー」を学務課に2名配置してまいります。

学校施設の整備については、大規模改修等の施設整備事業を順次進めるとともに、笠間中学校の武道場整備を平成28年度内に完成を目指して整備をしてまいります。

また、学習環境の向上のため、小学校の普通教室へのエアコン設置に向けて、平成28年度に実施設計を行ってまいります。

市立図書館については、市民の皆様の高い利用率により、人口8万人未満の公立図書館として3年連続で貸出数全国1位の実績を上げているところであります。平成28年度は、年末の特別開館日を増加させ、市民の利便性を向上させるとともに、市内小中学校等への資料の貸出支援をさらに推進してまいります。

笠間公民館の施設については、今後30年程度使用できる快適な施設となるよう、本年10月から大規模改修工事を実施し、平成29年8月の完成を目指してまいります。

笠間城跡の保存調査については、笠間城跡周辺の遺構分布の確認をするために、市指定遺跡の北側の地形測量調査を行うほか、天守曲輪跡に存在する石垣の測量調査、笠間城や笠間藩に係わる古文書調査を実施してまいります。また、今年度に引き続き、「笠間歴史フォーラム」と題して、保存調査事業の進捗状況の報告や笠間に係わる歴史講演会を開催してまいります。

また、新たな事業として、観光シーズンに合わせた文化財の一斉公開を行ってまいります。平成28年度は、笠間地区にある国指定重要文化財4カ所程度の公開を予定しており、市内外に対して笠間の新たな魅力の情報発信や文化財に対する意識の向上にもつなげてまいります。

スポーツの振興についてですが、スポーツを通じて市民の触れ合いと連携をさらに深めるために、昨年10月に合併10周年記念事業として開催した「市民運動会」を平成28年度以降も継続して実施してまいります。

平成31年に開催される「茨城国体」については、笠間市で開催する「軟式野球」・「ゴルフ」・「クレー射撃」・「合気道」の準備を進めるためにスポーツ振興課内に「国体推進室」を設置し、国体の機運を高めるとともに、準備を着実に進めてまいります。また、軟式野球競技を行う笠間市民球場について、電光掲示板の設置やグラウンドの整備など施設整備を進めてまいります。

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けては、タイ王国のゴルフ選手のキャン

ブ地誘致に向けて「ホストタウン」登録を目指すとともに、現在交流のあるレバノン、クウェート、エチオピアの各国への働きかけを強めてまいります。

国際交流の推進については、「元気かさま応援基金」を活用し、平成28年度も引き続き、市内在住・在勤の学生や社会人を中心に募集を行い、近隣アジア諸国を中心に派遣事業を実施をしております。

また、語学指導等を行う国際交流員により、市民を対象とした英会話や多文化理解の講座の開催、市内の市立保育所、幼稚園児に、音楽や遊びを通して早期から英語に触れる機会の充実を図っております。

次に、「人と地域、きずなを大切にした元気なまちづくり」について、ご説明を申し上げます。

市民活動やコミュニティー活動の交流拠点となる「地域交流センター」については、現在、「地域交流センターともべ」の建設工事が進められているところであり、本年12月のオープンに向け、指定管理者の選定等に取り組んでまいります。また、「岩間地区地域交流センター」においては、平成28年度に着工し、平成29年度オープンに向け、施設の運営等について検討をしております。

「地域ポイント制度」については、新たな人材の発掘や地域活動の参加機会の拡大を目指している中、2,700人を超える市民が登録し、市や市民活動団体が主催するイベントや講座への参加、ボランティア活動への協力をいただいております。今後、ポイント還元メニューとして団体支援事業の促進を図るとともに、循環型の制度としての特徴があらわれるよう継続して推進してまいります。

ふるさと寄附金制度については、一昨年10月から一括業務代行を活用した全国への情報発信を始めたところ、約1年5カ月で3,000万円を超える寄附をいただいております。今後は、国の「平成28年度税制改正」に盛り込まれた「企業版ふるさと納税」への対応を含め、より多くの方に応援がいただけますよう、インターネットにおいて新たなサイト構築や特典内容の充実を努めてまいります。

男女共同参画の推進については、女性の活躍の拡大に向け、「有資格者に対する復職支援研修会」を実施するとともに、平成28年度新たな取り組みとして、女性の働きやすい職場を構築するため「ワークライフバランス研修会」を実施をしております。

次に、情報政策についてですが、本年1月より「マイナンバー制度」の運用が開始され、2月28日現在で538枚の「マイナンバーカード」を申請者に交付をしております。

本年7月からは、市民の皆様の利便性向上を目的に、「マイナンバーカード」を利用して、印鑑証明書や住民票など各種証明書が全国約4万7,000店舗のコンビニエンスストアで交付するサービスを開始をしております。

今後とも、マイナンバーカードの利活用の推進や情報セキュリティの強化対策など、マイナンバー制度が住民サービスの向上と行政事務の効率化につながるよう進めてまいり

ます。

次に、広報についてですが、市民との協働のまちづくりを一層推進していくためには、迅速で正確な情報発信が求められているとともに、市の知名度やイメージの向上につながる広報の取り組みが必要となっております。そこで、現在、急速に普及拡大しているソーシャルメディアをより効果的に活用するとともに、平成28年度は、市ホームページのリニューアルなどを行い、情報発信力の強化を図ってまいります。

行財政改革については、「第二次笠間市行財政改革大綱」に基づき、三つの柱である「市役所の変革」、「市民協働・公民連携の推進」、「財政基盤の確立」に引き続き取り組んでまいります。

指定管理者制度については、「笠間市指定管理者制度導入及び運用ガイドライン」に基づき、積極的に制度を運用してまいりました。平成28年度は、施設所管課が行うモニタリング評価の徹底など指導体制をさらに充実させ、より一層のサービス向上と施設管理の適正化に取り組んでまいります。

首都圏と本市の交流活動については、移住施策や産業振興を図る上で欠かせないことから、昨年引き続き、首都圏の大学に通う学生を対象にした市政懇談会（U活プロジェクト）を開催するとともに、平成28年度は新たに、首都圏の笠間出身者や企業等を含めた関係者との交流会（首都圏と笠間をつなぐ会）を本年6月に開催をしております。

次に、自治体間の広域連携の取り組みについてですが、一昨年10月に「縁結び広域ネットワーク協定」を締結した1市3町、及び「県央地域首長懇話会」を構成する9市町において、より効率的な行政運営を進めるため、議論を深め連帯意識を高めてきたところであります。

地方創生を推進するためにも、これら圏域の連携強化による一体的な発展は不可欠であります。このため、特に、「県央地域首長懇話会」では、医療・福祉分野や地域公共交通などの生活基盤の確保を広域的に進めるため、本年7月までの定住自立圏形成の協定締結に向け、具体的な協議を進めてまいります。

以上が総合計画に基づく「六つの柱」に沿った主要施策の概要であります。平成28年度は、計画の締めくくりの年であると同時に、新しい「第2次総合計画」のスタートに向けた準備の重要な年となります。また、「教育振興基本計画」や「空き家対策推進計画」など10の計画も策定が予定されておりますので、これらをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上、平成28年度の市政運営について、所信の一端を申し上げましたが、冒頭申し上げましたとおり、本市はこの3月で「新市誕生10周年」という節目を迎えます。

この節目の年を、総合計画に掲げる「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」の集大成となるよう、市政運営に努めてまいります。

笠間市の未来に向けた歩みを確かなものとするため、議会並びに市民の皆様と真摯に議

論を重ね、ともに歩んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を心からお願いを申し上げる次第であります。

さて、今定例会においては、「法令等に基づく報告事項」の他、「専決処分の承認を求めることについて」の報告が1件、「笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて」を初めとする、議案57件のご審議をお願いするものであります。

それぞれの議案等につきましては、後ほど詳しく説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる審議のうえ、ご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤枝 浩君） ここで、11時25分まで休憩といたします。

午前11時12分休憩

午前11時25分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ここで、7番橋本良一君が所用のため退席いたしました。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）

○議長（藤枝 浩君） 日程第6、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

この報告は、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した損害賠償の額を定め和解することについて、同条の第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、上下水道部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 上下水道部長藤枝泰文君。

〔上下水道部長 藤枝泰文君登壇〕

○上下水道部長（藤枝泰文君） 報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、次ページの専決第1号、専決処分書によりご説明申し上げます。

お聞きください。

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成28年1月18日に専決処分したものでございます。

和解の内容であります、笠間市太田町341番地、株式会社ムラカミシード、代表取締役

村上忠義氏でございます。

和解の内容でございますが、平成27年9月22日、午後4時30分ごろ、笠間市橋爪260番地先の未舗装市道におきまして、雨等によりましてマンホール周辺の土砂が流され、突出したマンホールに車両が接触し、車両の前方部及び下部を破損したため、損害賠償金98万895円を支払うものであります。

過失割合は、市側が70%、相手側が30%でございます。

専決処分の理由は、速やかに示談措置をし、賠償金を支払う必要があるため、地方自治法179条第1項の規定に基づき、専決処分したものでございます。

なお、この支払いにつきましては、公益社団法人日本下水道協会の下水道損害責任保険を適用するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 1号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
議案第 2号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
議案第 3号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
議案第 4号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
議案第 5号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
議案第 6号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

- 議案第 7号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第 8号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第 9号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第10号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第11号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第12号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第13号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第14号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第15号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第16号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第17号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第18号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第19号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

○議長（藤枝 浩君） 日程第7、議案第1号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて、ないし議案第19号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについてまでの19件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第1号から議案第19号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、農業委員等に関する法律第8条第1項の規定により、伊藤孝洋氏、寺門 誠氏、埴 博光氏、稲野邊茂生氏、渡辺政夫氏、石川 馨氏、菅谷 巧氏、小幡耕一氏、石崎 勝氏、佐藤 均氏、山口忠栄氏、永田良夫氏、篠崎真一郎氏、大垣 茂氏、吹野健司氏、星野 登氏、高野尚夫氏、深谷 章氏、小沼 健氏の19名について、笠間市農業委員会委員に任命するため、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて、ないし議案第19号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについてまでの

19件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより、1件ごとに採決いたします。

議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

議案第20号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第8、議案第20号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第20号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成27年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告を尊重し、職員の給与を改定するとともに、一部改正された地方公務員法に対応するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

〔市長公室長 橋本正男君登壇〕

○市長公室長（橋本正男君） 議案第20号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案は、人事院勧告において、給料表、期末勤勉手当、地域手当などの引き上げが勧告されたため、一般職及び特別職の職員の給与改定を行うものであります。

議案書の新旧対照表に従い、ご説明いたします。

それでは、34ページをお開きください。

第21条第2項第1号において、職員に支給される勤勉手当の算定基礎に地域手当を含め、平成27年12月支給の勤勉手当の支給割合を引き上げるものでございます。

一般の職員につきましては、現行の100分の75から100分の85へ、課長級以上の職員である特定幹部職員につきましては、現行の100分の95から100分の105へ、再任用職員のうち一般職員につきましては、100分の35から100分の40へ、再任用職員のうち特定幹部職員につきましては、100分の45から100分の50へ引き上げるものでございます。

以降、35ページから65ページにつきましては、国同様に給料表を引き上げるものでございます。

次に、66ページをお開きください。

第1条、第4条、第5条において、地方公務員法の一部改正に対応するための改正でございます。

次に、67ページをお開きください。

第20条の3、第4項において、行政不服審査法が全部改正されたことに伴い、文言の改正をしております。

第21条第2項第1号において、平成27年12月の支給割合を100分の75から0.1カ月引き上げ、100分の85とした勤勉手当につきまして、人事院勧告に従い、平成28年度以降の配分を6月支給期と12月支給期に均等に配分するため、100分の85を100分の80に引き下げるものでございます。

次に、68ページをお開きください。

地方公務員法の一部改正に対応するため、等級別基準職務表を別表第4として規定しております。

次に、71ページをお開きください。

地域手当の支給割合について、人事院勧告に準じるため改正をしております。

72ページから79ページにつきましては、一般職と同様に、特別職及び任期つき職員の平成27年12月支給の期末手当の支給割合を引き上げ、平成28年度以降の配分を見直しするとともに、地方公務員法の一部改正に伴う文言の改正でございます。なお、任期つき職員につきましては、74ページにおいて、国同様に給料表の引き上げも行っております。

ページを戻りまして、32ページをお開きください。

附則でございますが、第1項から第3項において、法案の施行日、適用日を定めております。給料表に引き上げにつきましては、平成27年4月1日から適用いたします。平成27年12月支給の勤勉手当の引き上げにつきましては、平成27年12月1日から適用いたします。平成28年度以降の勤勉手当の配分を見直し、地域手当の引き上げ、等級別基準職務表の規定につきましては、平成28年4月1日から施行いたします。

以上で、議案第20号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第21号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第9、議案第21号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第21号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、市長、副市長及び教育長の給与の支給について、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 議案第21号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

新旧対照表でご説明申し上げます。

附則に、第14項として、次の1項を加えるものであります。

平成28年4月1日から平成29年3月31日までにおける、市長、副市長及び教育長の給与の月額を、第3条の規定にかかわらず、次の各号のとおり減額するものであります。

1号として、市長については、第3条に規定する額から当該額の100分の20に当たる額を減じた額とするものであり、90万円を72万円とするものです。

第2号として、副市長及び教育長については、第3条に規定する額から当該額の100分の5に当たる額を減じた額とするものであり、副市長については72万円を68万4,000円とし、教育長については65万円を61万7,500円とするものです。

なお、この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第21号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例についての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第22号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第10、議案第22号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第22号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬について、文言の修正及び報酬額の見直しを行うとともに、教育振興基本計画策定委員会委員を追加するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 議案第22号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の新旧対照表に従い、ご説明いたします。

報酬額の日割り支給を規定している第1条第4項中の第1条第2項を、第1項第2号と改めるものでございます。

続きまして、外国語指導助手及び国際交流員の報酬額を一般財団法人自治体国際化協会

の招致外国青年任用規則案の改正に基づき、32万5,000円以内から、33万円以内に改めるものでございます。

また、笠間市教育振興基本計画を策定するため、策定委員会を設置することから、教育委員会外部評価委員会委員の項の次に、教育振興基本計画策定委員会委員を追加し、報酬額を日額4,500円、旅費の額を副市長相当分とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例につきましては、平成28年4月1日から施行いたしますが、第1条第4項の改正につきましては、公布の日から施行いたします。

以上で、議案第22号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第23号 笠間市行政手続条例等の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第11、議案第23号 笠間市行政手続条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第23号 笠間市行政手続条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、行政不服審査法の改正に伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務部長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 議案第23号 笠間市行政手続条例等の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

本案は、行政不服審査制度について、公平性の向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、行政不服審査法が全部改正されたことに伴い、新制度に対応するため関係条例6件を合わせて所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

笠間市行政手続条例では、第3条第10号において、改正法に合わせて不要な文言を削除しております。

続きまして、7ページをごらんください。

笠間市情報公開条例におきましては、第18条及び第19条で明記されている不服申し立ての手續が審査請求に統一されたことから、それぞれ文言を修正するとともに、その他不要な文言等を削除しております。

10ページをお開きください。

笠間市個人情報保護条例では、第24条において、新制度に合わせて審理に際しての審査会への諮問や関係者に対するの通知手續等について定めるとともに、必要な文言修正をしております。

続きまして、12ページをお開きください。

笠間市手数料条例においては、審査請求に伴う関係書類等の写しの交付手数料を実費相当額として徴収することとし、14ページからの別表第1で、白黒の場合が1枚10円、カラーの場合が1枚100円と定めております。

12ページに戻っていただきまして、第5条の2として、経済的困難により手数料を納付することができない場合等に際して、本手数料を減免規定を設けております。

続きまして、13ページの別表第1、第22号に明記しております住民票の写しの交付手数料でございますが、見直しにより1件当たりの手数料を枚数に関係なく300円に統一し、ただし書きを削除しております。

続きまして、16ページをお開きください。

笠間市固定資産評価審査委員会条例においては、第4条第3項において、同様に法令番号及び法引用箇所の修正をしております。

17ページをごらんください。

笠間市情報公開等審査会条例でございますが、本条例においても同様に、関係する文言の修正をしております。

ページを戻していただきまして、5ページをお開きください。

附則といたしまして、条例の施行日を法の施行日に合わせ、平成28年4月1日からとしております。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第24号 笠間市介護保険条例及び笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第12、議案第24号 笠間市介護保険条例及び笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第24号 笠間市介護保険条例及び笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市税条例の改正により、市民税、固定資産税の減免申請の期限が納期限までとなったことに伴い、笠間市における介護保険料及び国民健康保険税についても統一した取り扱いにする必要が生じたことから、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

〔福祉部長 櫻井史晃君登壇〕

○福祉部長（櫻井史晃君） 議案第24号 笠間市介護保険条例及び笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

平成27年の地方税法等の一部を改正する法律の施行などにより、減免申請期限の変更を受け、昨年第4回定例会におきまして笠間市税条例の改正をしておりますが、今回この二つの条例につきましても、減免申請における期限の整合性を図る必要があることから、あわせて改正するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、2ページをお開きください。

最初に、笠間市介護保険条例の改正についてですが、第13条第2項で規定しています「現行の納期限前7日までに」と、「支払いに係る月の前々月の15日までに」を、それぞれ「納期限までに」と、「支払日までに」に改めるものです。

次に、3ページ、国民健康保険税条例第22条第2項で規定しています現行の「前7日」を削除するものです。

1ページに戻っていただき、附則第1項で、施行期日を笠間市税条例と同様、平成28年4月1日からとし、第2項で介護保険の納期限について、平成27年度分の取り扱いを同一にするための規定を設けております。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第25号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第13、議案第25号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の

人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第25号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、指定居宅サービス事業等の事業の人員、設備及び基準等の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 議案第25号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成26年地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律により、平成27年介護保険法の改正があり、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準などが変更されたため、平成25年4月に施行いたしました二つの条例で規定しています事業所に、運営推進会議の設置、委員構成及び運営内容の基準をそれぞれ設ける必要があることから改正するものです。

内容につきましては、国は一定の基準を設け、必要があれば、地域の特性により独自の基準を設けることとしておりますが、笠間市は独自の基準を設定する特段の理由がありませんので、国が示した内容と同様の改正内容とするものです。

最初に、笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正内容ですが、新旧対照表によりご説明いたしますので、9ページをお開きいただきます。

78条で、運営推進会議について規定し、内容としては、一つとして、会議の構成メンバーは、利用者、市の職員、施設の近隣の住民、施設のサービス内容を熟知している者などで構成すること、二つとして、6月ごとに開催すること、三つとして、会議の内容を議事

録として保存することなどになっております。

11ページお開きください。

105条では、従前からありました指定小規模多機能型居宅介護事業所の運営推進会議の規定を12ページの108条の準用規定で整理しているため削除し、以下同様に、五つの条文で準用規定の改正を行っております。

なお、この条例、規定の根拠となっております介護保険法において、第8条に、新たに地域密着型通所介護に関する規定が第17項として追加されたことに伴う項番号の整理も行っております。

次に、笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正につきましては、23ページをお開きください。

第39条で運営推進会議について規定し、次に、24ページの62条では、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の運営推進会議の規定を、26ページの65条の準用規定で整理しているため、削除しております。同様に、27ページで86条の準用規定も整理しております。

なお、一つ目の条例と同様、介護保険法第8条の改正に伴う文言整理もあわせて行っております。

6ページにお戻りください。

附則におきまして、条例の施行期日は平成28年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

ここで、昼食のため休憩といたします。

午後1時より再開いたします。

午後零時05分休憩

午後1時00分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第26号 笠間市岩間工業団地庭球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第14、議案第26号 笠間市岩間工業団地庭球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第26号 笠間市岩間工業団地庭球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市岩間工業団地庭球場を改修し、平成28年4月1日から供用を開始することから、施設名称及び使用料の徴収等について、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、教育次長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

〔教育次長 園部孝男君登壇〕

○教育次長（園部孝男君） 議案第26号 笠間市岩間工業団地庭球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この改正は、現在庭球場となっている施設の名称を市内同施設と同じ名称であるテニスコートに変更すること、また、改修工事の終了に伴いまして、4月1日から使用料を徴収するため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表にてご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

まず、題名を「岩間工業団地庭球場の設置及び管理に関する条例」を「岩間工業団地テニスコートの設置及び管理に関する条例」に改めます。以下、条文中の庭球場をテニスコートに改めます。

次に、現行条例におきまして、使用料を徴収する規定がございませんので、改正案の第4条に使用時間、次のページになりますけれども、第5条に使用の許可、第6条に使用の制限、第7条に使用料、第8条に使用料の返還等について、規定いたしました。

また、10条から次のページ15条までにつきましては、地方自治法に基づく指定管理者制度を導入する場合の規定を追加してございます。

9ページをお開きください。

第7条に規定する使用料につきまして、別表におきまして、1面1時間300円といたしました。

附則といたしまして、この条例の施行期日は平成28年4月1日といたします。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第27号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第15、議案第27号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第27号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、消防長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 消防長橋本泰享君。

〔消防長 橋本泰享君登壇〕

○消防長（橋本泰享君） 議案第27号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、笠間市火災予防条例中の別表第3を改めるものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、14、15ページをお開きください。

別表第3は、使用する器具等に係る可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離である離隔距離を定めたものでございますが、改める内容の全般的なものとしたしましては、15ページにございますように、現行表では、右側の備考欄中に、注1から始まる一連の留意事項を定めておりますが、改正案では、当該中の番号等を整理し、該当する機器の項ごとに留意事項を定めるよう改めるものでございます。

次に、19ページをお開きください。

現行表の厨房設備の項中のドロップイン式コンロ、キャビネット型グリルつきコンロを改正案のとおり改めることにつきましては、機器の表記変更及び近年市場に流通するようになった機器を追加するものでございます。

続きまして、30ページをお開きください。

30ページ下段の電気コンロ、31ページ中段の電気レンジ、及びページを返しまして、32ページ上段の電磁誘導加熱式調理器の項につきましては、30ページから32ページにかけての改正案のとおり、電気調理を機器に統合するとともに、近年入力が5.8キロワットである電磁誘導加熱式調理器が多く流通することになったことへの対応を含め、所要の整備を行うものでございます。

ページを戻し、13ページをお開きください。

附則におきましてこの条例の施行日を定め、平成28年4月1日の施行としております。

以上で、議案第27号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について、説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第28号 笠間市教育振興基金条例を廃止する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第16、議案第28号 笠間市教育振興基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第28号 笠間市教育振興基金条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市教育振興基金条例の初期の目的を達成したため、廃止するものであります。

内容につきましては、教育次長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 議案第28号 笠間市教育振興基金条例を廃止する条例について、ご説明いたします。

2枚目をお開きください。

笠間市教育振興基金条例を廃止するもので、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。

この条例は、合併前の笠間市及び岩間町の基金を合併時に新市に引き継いだもので、旧笠間市におきましては、故故武藤藤兵衛氏からの篤志寄附、旧岩間町におきましては、進出企業からの寄附金を原資として教材備品等の充実・整備を図ることを目的に設立されたもので、合併時に新市に引き継ぎました。1,091万1,000円を新市に引き継ぎ、これまで小中学校の教材、備品や学校図書館の図書購入費等に充当し、活用を図ってまいりましたが、原資がなくなりましたので、基金条例を廃止するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第29号 笠間市立大原小学校教育振興基金条例を廃止する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第17、議案第29号 笠間市立大原小学校教育振興基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第29号 笠間市立大原小学校教育振興基金条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市立大原小学校教育振興基金条例を廃止する条例の初期の目的を達成したため、廃止するものであります。

内容につきましては、教育次長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 議案第29号 笠間市立大原小学校教育振興基金条例を廃止する条例について、ご説明いたします。

2枚目をお開きください。

笠間市立大原小学校教育振興基金条例を廃止するもので、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。

この条例につきましては、合併前の友部町において、平成13年度に館英美子氏、矢澤満喜子氏両氏から篤志寄附をいただき、原資として大原小学校の教育振興を図ることを目的に設立され、合併時に新市に引き継いだものでございます。305万8,000円を新市に引き継ぎ、これまで大原小学校等の教材等の充実・拡充を図ってまいりましたが、原資がなくなりましたので、基金条例を廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

ここで、7番橋本良一君が着席いたしました。

議案第30号 笠間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第18、議案第30号 笠間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第30号 笠間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営状況を公表するため、制定するものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 議案第30号 笠間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、ご説明いたします。

本案は、職員の任用、給与、勤務条件、分限、懲戒の状況など、人事行政全般について公表することにより、透明性を高め、より適正な人事行政の運営を確保することを目的としたものであります。

議案書に従い、説明いたします。

2枚目をごらんください。

人事行政の運営等の状況の公表に関しまして、必要な事項を定めるものでございます。第1条は趣旨、第3条は任命権者が市長に報告すべき事項について、任免及び職員数に関する状況のほか、10項目を定めております。第5条は公平委員会が市長に公平すべき事項でございます。第6条は公表の時期、第7条は公表の方法でございます。

なお、付則といたしまして、この条例につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第31号 笠間市行政不服審査会条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第19、議案第31号 笠間市行政不服審査会条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第31号 笠間市行政不服審査会条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、行政不服審査法の改正に伴い、法の規定によりその権限に属された事項を処理する付属機関を設置するため、新たな制定をするものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 議案第31号 笠間市行政不服審査会条例についてのご説明を申し上げます。

行政不服審査法の改正に伴い、不服申し立ての事務手続に際して、その適正性や市の判断の妥当性をチェックするとともに、市の採決の公平性・透明性を高めることを目的として、第三者機関への諮問が義務づけられました。本条例は、第三者機関の設置、運営等に関して、必要な事項を定めるものでございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条において、行政不服審査法第81条の規定に基づき設置する付属機関を、笠間市行

政不服審査会と定義しております。第2条及び第3条においては、審査会の組織、委員の任期等について規定しており、審査会は5名以内の委員で組織し、任期は3年としております。第4条から次のページの第9条までは、正副会長の選任や会議の運営方法等について、規定をしております。第10条においては、委員の守秘義務違反についての罰則規定を設けております。また、附則として、委員の報酬及び費用弁償について規定しており、委員の報酬を日額1万円、旅費の額を副市長相当額としております。

施行日でございますけれども、法の施行日に合わせて平成28年4月1日からとしております。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明を終わりました。

議案第32号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第20、議案第32号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第32号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2、第1項の規定に基づき、公の施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるために制定するものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

〔市民生活部長 山田千宏君登壇〕

○市民生活部長（山田千宏君） 議案第32号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例について、ご説明申し上げます。

この条例は現在建設中の笠間市地域交流センターともべの運営等に関し、必要な事項を定めるため制定するものでございます。

1 ページをお開き願います。

第1条では、地域交流センターの設置について、2条では名称及び位置を、第3条では開館時間等について定めております。第4条では交流センターの業務について、第5条では使用の許可について定めております。

2 ページをお開き願います。

第6条では使用の制限について、第7条から3ページの第10条では、施設を利用する方

が納入する使用料等に関する事項について定めております。第11条では特別の設備等の使用について、第12条及び第13条では禁止事項と使用許可の取り消し等について、第14条及び第15条では原状回復の義務と損害賠償の義務について定めております。

4 ページをごらんください。

第16条から5ページの第18条では、指定管理者による管理に関する事項について定めております。また、第19条は委任についての事項でございます。

次に、附則でございますが、第1項において、この条例の施行期日は規則で定めることとしております。また、この条例の施行に伴い、関連する条例の改正が必要なことから、第2項において笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正、第3項では、笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正を規定しております。

6 ページをごらんください。

第4項ではこの条例施行前の準備行為について定めております。また、別表第1及び別表第2では、施設や付属設備、備品についての使用料を規定しております。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第33号 笠間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第21、議案第33号 笠間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第33号 笠間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、消費者安全法第10条の2、第1項の規定に基づき、笠間市消費生活センターの組織及び運営等について、必要な事項を定めるため制定するものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 議案第33号 笠間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について、ご説明申し上げます。

この条例は、平成26年6月の消費者安全法の改正により、消費生活センターを設置する場合には、内閣府令で定める基準を参酌し、組織及び運営等に関する事項について、市の条例で定めなくてはならないとされたことから制定するものでございます。

なお、本市では、規則に基づきまして、平成18年3月から消費生活センターを設置して

きたところでございます。

1 ページをお開き願います。

第1条及び第2条では、趣旨と設置について定めております。第3条及び第4条では、センター長と職員、消費生活相談員の配置に関する事項について、第5条においては、職員の研修機会の確保について定めております。

2 ページをごらんください。

第6条では、事務の実施により得られた情報の管理について定めております。第7条では、その他としまして、規則への委任について規定しております。

附則としまして、この条例の施行日を平成28年4月1日としております。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第34号 笠間市空家等対策協議会設置条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第22、議案第34号 笠間市空家等対策協議会設置条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第34号 笠間市空家等対策協議会設置条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、笠間市空家等対策協議会を設置するため制定するものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） 議案第34号 笠間市空家等対策協議会設置条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことにより、法第7条第1項の規定に基づき、協議会を設置するものであります。

ページを返していただきまして、第1条につきましては、この協議会は、空家等対策推進に関する特別措置法に基づき設置するものであります。

第2条につきましては、定義を定めております。第3条につきましては、協議事項を規定しております。第4条から第7条につきましては、協議会の組織、会長、副会長の選任や会議委員の除斥及び回避について、運営方法等を規定しております。なお、協議会は市

長のほか、多様な状態の空き家等に専門性のある者10名以内で組織し、任期を2年としております。8条につきましては、守秘義務を規定しております。9条につきましては、庶務を都市建設部都市計画課といたします。第10条につきましては、協議会に必要な事項について規定をしております。

また、附則といたしまして、この条例に関し、笠間市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行い、空家等対策協議会委員会委員を加えることとしております。報酬及び費用弁償といたしまして、日額4,500円、副市長相当額としております。

この条例は、平成28年4月1日から施行としております。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第35号 公の施設の広域利用に関する協議について

○議長（藤枝 浩君） 日程第23、議案第35号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第35号 公の施設の広域利用に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の3、第3項の規定により提出するものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 議案第35号 公の施設の広域利用に関する協議についてのご説明をいたします。

県央地域9市町村においては、それぞれの市町村が設置する公の施設を住民が相互に利用することについて、協定を締結し、公の施設の広域利用を実施しているところでございます。このたび、協定対象施設内容の追加及び削除並びに施設名称、施設内容及び所在地の変更に伴い、協定書を見直すものでございます。

5ページをごらんください。

小美玉市の希望ヶ丘公園ほか、3施設につきましては、施設の名称、施設内容及び所在地の変更でございます。

6ページをごらんください。

城里町のコミュニティセンター城里の研修室を追加するものでございます。東海村の東

海文化センター施設のピロティを削除するものでございます。

なお、協定の締結日は平成28年4月1日を予定しております。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第36号 土地の取得について

○議長（藤枝 浩君） 日程第24、議案第36号 土地の取得についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第36号 土地の取得についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 議案第36号 土地の取得についてを説明いたします。

本案は、平町地内の畜産試験場跡地である国有地を多目的広場用地として取得するものでございます。畜産試験場跡地の利活用を進める中で、一部を平成25年度までみどりの広場として供してまいりましたが、雨水排水設備の整備に伴い、利用を休止いたしました。

企業の進出も決定し、利活用が進む中で、市民の憩いの場として整備を進めていくものでございます。

国有地の全体の地籍は3万1,091.32平方メートルであり、今回は国の支援制度に基づき、3分の1となる1万363.77平方メートルの無償貸し付けを受け、3分の2を取得した上で全体を広場として活用を図るものでございます。

取得する土地の所在は、笠間市平町字原1,731番2及び平町字大沢1,718番1、地籍は2万727.55平方メートルです。

地目は雑種地、取得価格は7,800万円でございます。

契約の相手方は財務省が所管する土地であることから、国分任契約担当官、関東財務局水戸財務事務所長、来田 忍でございます。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第37号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第5号）

議案第38号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 議案第39号 平成27年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第40号 平成27年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第41号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第42号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第43号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第44号 平成27年度笠間市市立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第45号 平成27年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第46号 平成27年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（藤枝 浩君） 日程第25、議案第37号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第5号）ないし議案第46号 平成27年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）までの10件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第37号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第5号）から議案第46号 平成27年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は平成27年度の補正予算であり、一般会計のほか、特別会計6会計、企業会計3会計について、補正するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 議案第37号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

本補正予算は、年度末に当たり、額の確定等に伴うもののほか、国の補正予算で措置された年金生活者等支援臨時福祉給付金事業や地方創生加速化交付金など、平成28年度以降に実施する予定であった事業を前倒しで追加計上するものが主なものでございまして、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,770万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ303億1,218万7,000円とするものでございます。

8ページをお開きください。

第2表の継続費補正は、地域交流センター整備事業友部地区が入札により事業費が確定したことに伴い、総額及び平成28年度の年割額を変更するものでございます。

9ページをごらんください。

第3表の繰越明許費補正ですが、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業や地方創生加速

化交付金などの国の補正予算に伴う事業を平成28年度から前倒しをして予算化し、平成28年度予算と一体化して事業を進めるため繰り越すもの15件、4億1,600万7,000円を含め、翌年度への繰り越し事業として11ページまで全49件、金額で13億9,528万6,000円の繰越明許費を設定するものでございます。

12ページをお開きください。

第4表の債務負担行為補正ですが、(仮称)稲田こども園建設工事費ほか5件につきまして、平成28年度の業務を準備するに当たり、平成27年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為の設定をするものでございます。

13ページをごらんください。

第5表の地方債補正ですが、1、追加につきましては、国の補正予算に伴います情報セキュリティ強化対策事業に対しまして、補正予算債を発行することができることから、追加をするものでございます。

14ページをお開きください。

2の変更ですが、地域交流センター整備事業債ほか13件につきまして、事業費の変更などにより起債限度額の補正をするものでございます。

次に、歳入歳出の主なものについて、事項別明細書にてご説明申し上げます。

まず、歳入ですけれども、18ページをお開きください。

第1款市税、第1項市民税、2目法人分2,700万円減、第2項1目固定資産税1億1,300万円増、第7款第1項1目ゴルフ場利用税交付金1,100万円の減は、決算見込みによる補正をするものでございます。

20ページをお開きください。

第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で、地方創生加速化交付金5,746万7,000円、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業費補助金1,120万円、また、2目民生費国庫補助金で、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金2億7,000万円、同事務費補助金1,102万2,000円の増は、国の補正予算によるものでございます。

21ページをごらんください。

5目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金で、学校施設環境改善交付金6,272万7,000円の増は、岩間第一小学校校舎改修事業によるものでございます。

26ページをお開きください。

第20款諸収入、第4項雑入、5目雑入の8,086万8,000円の増は、茨城県環境保全事業団からのエコフロンティアかさま地域振興交付金で、8,000万円の増が主なものでございます。このエコフロンティアかさま地域振興交付金につきましては、歳出で福田地区地域振興整備基金へ積み立てる予算措置をしております。

続きまして、歳出の主なものでございますけれども、31ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目企画費、13節委託料でございますけれども、国

の補正予算による地方創生加速化交付金を活用しました笠間首都圏連絡事業及び生涯活躍のまち笠間版C C R C構想推進事業の事業推進委託料3,700万円が主なものでございます。

17節公有財産購入費7,800万円の増は、畜産試験場跡地の国有地の購入費用でございます。37ページをお開きください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節負担金補助及び交付金で、こちらも国の補正予算による年金生活者等支援臨時福祉給付金2億7,000万円を計上しております。

46ページをお開きください。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金6,152万3,000円の増は、地域集積協力金事業補助金4,100万5,000円、経営転換協力金事業補助金2,390万円の増が主なものでございます。

59ページをお開きください。

第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費、13節委託料で、管理業務委託料335万9,000円、15節工事請負費で施設整備工事費1億8,827万7,000円の増は、平成28年度に予定しておりました岩間第一小学校校舎改修工事で、国庫補助金が今年度措置されたことから、前倒しにより計上するものでございます。

以上で、平成27年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

〔保健衛生部長 友水邦彦君登壇〕

○保健衛生部長（友水邦彦君） 議案第38号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明いたします。

歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ1億7,153万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億5,408万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により主なものにつきましてご説明いたしますので、8ページをお開きください。

最初に、歳入になります。

第1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税2,600万円の減は、医療給付費分及び後期高齢者支援金分、並びに介護納付金分のそれぞれの滞納繰り越し分の調定額の減によるものでございます。

同款同項2目退職被保険者等国民健康保険税2,430万円の減は、退職被保険者数の減によるものでございます。

第3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金1,875万4,000円の減、及び次のページになります同款2項国庫補助金、1目財政調整交付金721万円の減は、保険基盤安定繰入金が増額になることによりまして、それぞれ減額とするものでございます。

第4款1項1目療養給付費等交付金4,586万3,000円の減は、退職被保険者の療養給付費

及び療養費の減によるものでございます。

10ページになります。

第7款1項1目共同事業交付金1億4,500万4,000円の減は、高額医療共同事業及び保険財政共同安定化事業のそれぞれの交付金の見込み額の減によるものでございます。

第9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1億1,125万8,000円の増は、保険基盤安定繰入金の額の確定によるものが主なものでございます。

次に、歳出になります。

ページを返していただきまして、12ページをごらんください。

第2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費4,000万円の減及び4目退職被保険者等療養費150万円の減、並びに同款2項高額療養諸費、2目退職被保険者等高額療養費400万円の減は、いずれも退職被保険者数の減によるものでございます。

14ページになります。

第6款1項共同事業拠出金、1目高額療養費共同事業医療費拠出金2,331万4,000円の減及び同款同項4目保険財政共同安定化事業拠出金5,754万8,000円の減は、それぞれの拠出金の見込み額の減によるものでございます。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

続きまして、議案第39号 平成27年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ625万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,421万7,000円とするものであります。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

7ページをお開きください。

最初に、歳入になります。

第1款1項1目後期高齢者医療保険料1,250万円の減は、調停見込み額の減によるものでございます。

第4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金624万2,000円の増は、保険基盤安定繰入金の額の確定によるものでございます。

次に、歳出について、ご説明いたします。

8ページになります。

第2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の625万8,000円の減は、歳入でご説明いたしました保険料の1,250万円の減額及び繰入金の624万2,000円の増額によるものでございます。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 議案第40号 平成27年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ387万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億4,227万7,000円とするものです。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、7ページをお開きください。

7ページの上段、第3款国庫支出金から8ページ、第7款繰入金につきましては、歳出の事業額に対応する国県及び一般会計など、それぞれの負担割合による増減額を計上するもので、第9款諸収入は高齢者見守り安心システム利用者負担金の最終的な見込みにより減額するものです。

続いて、歳出でございますが、9ページをお開きください。

第1款総務費は、給与改定とあわせて人件費の精査により118万7,000円を減額しております。

続いて、10ページ、第4款地域支援事業費、第2項包括的支援事業費2事業費、第5目任意事業費の303万6,000円の減の主な要因は、高齢者見守り安心システムの委託費等が確定したことによるものでございます。

以上で、議案第40号 平成27年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、議案第41号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,839万6,000円とするものです。

歳入歳出予算の内容につきましては、8ページをごらんください。

歳出の一般管理費3万円の増は給与改定に伴うもので、その対応としまして、戻っていただきまして、7ページの歳入の一般会計繰入金におきまして同額の補正を行うものでございます。

以上で、議案第41号 平成27年度平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 上下水道部長藤枝泰文君。

○上下水道部長（藤枝泰文君） 議案第42号及び議案第43号について、初めに、議案第42号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出をそれぞれ3,973万7,000円減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ26億743万9,000円とするものであります。

補正予算の主な内容につきましては、3ページごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でご説明申し上げます。

初めに、歳入ですが、第1款分担金及び負担金の5,419万6,000円は、県が売却しました畜産試験場跡地の下水道加入に伴う受益者分担金が主なものであります。

第2款使用料及び手数料3,087万2,000円は、下水道使用料の増収でございます。

第6款繰入金1億851万8,000円の減額につきましては、負担金や使用料の増収及び支出の減額に伴い、一般会計及び基金からの繰入額を減額するものであります。

9款起債1,650万円の減額は、事業費の額の確定に伴うものであります。

4ページごらんください。

歳出の第1款1項下水道総務費1,255万2,000円の減額は、主に消費税及び那珂久慈汚泥焼却施設維持管理費負担金の額の確定に伴うもの、その他委託料の入札差金でございます。

第2項下水道建設費1,756万6,000円の減額は、管渠布設工事及び水道管移設補償工事費の減額によるものでございます。

5ページの第2表は繰越明許費の設定でございます。年度内完了が見込めないため繰り越すもので、公共下水道維持管理事業につきましては、処理施設、管路施設の修繕工事、不明水調査修繕事業につきましては、下水管の老朽化に伴う破損個所の修繕工事、下水道施設長寿命化計画推進事業につきましては、浄化センターともべの長寿命化計画に伴う機械設備及び電気設備の改修工事、公共下水道整備事業につきましては、面整備のための枝線管渠及び笠間第二幹線圧送管布設工事でございます。

6ページ第3表は、地方債の補正であります。工事費の確定に伴い、限度額を1,650万円減額し、4億2,350万円に変更するものです。

以上で、議案第42号についての説明を終わります。

次に、議案第43号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページごらんください。

第1条は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算をそれぞれ1,430万6,000円減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ4億6,255万4,000円とするものであります。

補正予算の主な内容につきましては、3ページ第1表歳入歳出予算補正でご説明申し上げます。

歳入ですが、第1款分担金及び負担金の79万3,000円は、新規加入者に伴う受益者分担金の増、3款県支出金140万円の減額につきましては、排水設備接続支援補助事業の額の確定による減額、第5款繰入金881万3,000円の減額は、建設事業費の額の確定に伴う一般会計繰入金の減額、8款市債490万円の減額につきましても事業費の額の確定に伴うものであります。

4ページの歳出について、ご説明申し上げます。

第1款第1項の農業集落排水施設管理費299万6,000円の減額は、排水設備の接続支援補助金の額の確定によるもの、第2項農業集落排水施設建設費745万4,000円の減額は、事業費の額の確定によるものであります。

5ページの第2表は繰越明許費であります。これも年度内完了が見込めないため、管渠布設工事で1,040万円を繰り越すものでございます。

6ページの第3表は地方債の補正でありまして、事業費の確定に伴い地方債の限度額を3,820万円に変更するものです。

以上で、議案第43号についての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 市立病院事務局長打越勝利君。

〔市立病院事務局長 打越勝利君登壇〕

○市立病院事務局長（打越勝利君） 議案第44号 平成27年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページ、第2条収益的収入及び支出の予定額の補正でございますが、収入第1款病院事業収益、支出で第1款病院事業費用の総額からそれぞれ90万3,000円を減額し、収入支出の総額をそれぞれ7億184万5,000円とするものでございます。

第3条資本的収入及び支出の予定額の補正でございますが、収入第1款資本的収入の総額から8万3,000円を減額し、5,246万6,000円に支出、第1款資本的支出の総額から16万6,000円を減額し、5,541万6,000円とするもので、合わせて資本的収入額が資本的支出額に対する不足する額及び過年度分損益勘定留保資金の額を295万円に改めるものでございます。第4条は議会の議決を経なければ流用できない経費、第5条は他会計からの補助金、第6条は棚卸資産購入額限度額の補正でございます。

収入支出の主なものについては、補正予算に関する明細書にてご説明いたします。

9ページをお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款第1項医業収益80万円の増は、人事交流事業県支出金の増でございます。第2項医業外収益170万3,000円の減は、一般会計から人件費などの補助金245万3,000円の減及び県からの女性医師就労支援事業補助金75万円の増によるものでございます。

10ページをごらん願います。

収益的支出でございます。

第1款第1項医業費用109万3,000円の減は、給与費839万3,000円の減、医薬品診療材料費830万の増、人事交流事業県負担金100万円の減によるものでございます。第4項予備費19万円の増は、収支のバランスを図るものでございます。

12ページをごらん願います。

資本的収入及び支出でございます。収入第1款第2項出資金8万3,000円の減、支出第1款第1項建設改良費16万6,000円の減は、在宅訪問用車両購入費の確定によるものでござい

ます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 上下水道部長藤枝泰文君。

○上下水道部長（藤枝泰文君） 議案第45号及び議案第46号について、初めに、議案第45号 平成27年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1 ページごらんください。

第2条は収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。収入の第1款水道事業収益を147万8,000円増額し、収入予定総額を19億1,490万3,000円に、支出の第1款水道事業費用を3,074万9,000円減額し、支出の予定総額を18億4,944万5,000円に変更するものであります。第3条は資本的収入及び支出の補正で、収入の第1款資本的収入を636万4,000円減額し、収入総額を9,877万1,000円に、ページめくっていただきまして、2 ページ、支出の第1款資本的支出を2,215万5,000円減額し、支出総額を6億4,329万9,000円とするものであります。

収入支出の主な内容につきましては、補正予算明細書でご説明申し上げます。

10ページごらんください。

収益的収入及び支出でございます。収入の主な補正につきましては、第1款1項3目その他営業収益の87万9,000円で、これは福島原子力損害に対する賠償金として水道水の放射能測定費用であります。

支出につきましては、11ページとなります。

第1款水道事業費用3,074万9,000円の減額の主なものは、第1項営業費用の6目減価償却費及び7目の試算減耗費の額の確定によるもののほか、ページをめくっていただきまして、12ページ、営業外費用の消費税の額の確定に伴う980万円の減額によるものであります。

資本的収入及び支出につきましては、13ページをごらんください。

収入について、補正の主なものは、第1款4項1目の補償工事負担金628万8,000円の減額で、これは下水道事業、農業集落排水事業による水道管移設補償工事負担金の減額であります。

支出につきましては、14ページ、第1款1項2目の施設改良費1,258万円の減額、これは下水道事業、農業集落排水事業による水道管移設補償費の減額によるもののほか、石綿管更新事業や建設改良工事費の入札差金等によるものです。

また、3目の資産購入費978万円の減額は、用水機購入の入札差金によるものであります。

以上で、議案第45号についての説明を終わります。

続きまして、議案第46号 平成27年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1 ページ、第2条は収益的支出の予定額の補正でございます。支出の第1款工業用水道事業費用を104万2,000円増額し、支出の予定総額を2,911万6,000円に変更するものであり

ます。

支出の主な内容につきましては、8ページ、補正予算書明細書をごらんください。

第1款1項の営業費用104万円の増額でありまして、これは職員の給与改定に伴う予算措置であります。

以上で、議案第46号についての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

議案第37号の説明の訂正をお願いいたします。

総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 先ほど、議案第37号の平成27年度一般会計補正予算（第5号）の説明の中で、31ページの第2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、13節委託料のうち、事業推進委託料、これは笠間版C C R C構想の推進事業の委託料でございますけれども、3,007万円のところを3,700万円と説明をいたしましたので、3,007万円と訂正させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

通告はありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号ないし議案第46号までの10件について、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

ここで、2時20分まで休憩します。

午後2時07分休憩

午後2時19分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第47号 平成28年度笠間市一般会計予算

議案第48号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第49号 平成28年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

議案第50号 平成28年度笠間市介護保険特別会計予算

議案第51号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第52号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計予算

議案第53号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算

議案第54号 平成28年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算

議案第55号 平成28年度笠間市立病院事業会計予算

議案第56号 平成28年度笠間市水道事業会計予算

議案第57号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計予算

○議長（藤枝 浩君） 日程第26、議案第47号 平成28年度笠間市一般会計予算ないし議案第57号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計予算までの11件を一括議題といたします。

20番小藺江一三君が所用のため退席しました。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第47号 平成28年度笠間市一般会計予算から、議案第57号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計予算についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計、特別会計7会計及び企業会計3会計の平成28年度の当初予算であります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 議案第47号 平成28年度笠間市一般会計予算について、ご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思えます。

第1条は、歳入歳出予算の総額で、歳入歳出それぞれ304億5,000万円と定めるものでございます。第2条は継続費、第3条は債務負担行為、第4条は地方債について、地方自治法の規定により定めるものでございます。第5条は一時借入金の借り入れの最高額を8億円と定めるものでございます。第6条は歳出予算の流用についての規定でございます。

続きまして、9ページをお開きいただきたいと思えます。

第2表の継続費でございます。第2款総務費、第1項総務管理費の地域交流センター整備事業岩間地区ほか2件につきまして、継続費を設定するものでございます。

10ページをお開きください。

第3表債務負担行為でございます。個人市県民税賦課事務労働者派遣業務委託ほか3件につきまして、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

11ページをごらんいただきたいと思えます。

第4表地方債でございます。地域交流センター整備事業債から、12ページになりますけれども、臨時財政対策債までの19件、合計で40億7,420万円を限度額としております。

13ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の1、総括の歳入でございますけれども、第1項市税は法人市民税が税制改正により減額となるものの、固定資産税や軽自動車税が増額となる見込みから、市税全体では前年度と比べ、119万9,000円減の87億149万2,000円としております。

第6款地方交付税交付金は前年度と比べ、8,320万4,000円増の12億5,353万9,000円とし

ております。

第10款地方交付税は合併から10年が経過し、特例措置である合併算定替の額が平成28年度より段階的に減額となってまいりますが、国において、地方交付税の総額を前年度とほぼ同程度を確保するとされていることから、28年度はその影響は小さいと見込みまして、前年度と同額の58億円としております。

第14款国庫支出金は、障害福祉費や児童福祉費等民生費関連の国の負担金が大きく占めておりますけれども、地域交流センター整備や道路整備等に充てる社会資本整備総合交付金の増などにより、前年度と比べ、1億5,890万8,000円増の41億9,426万9,000円としております。

14ページをお開きいただきたいと思います。

第18款繰入金は、それぞれの特定目的基金の設置目的に沿った事業への充当財源として繰り入れるほか、財源不足等につきまして財政調整基金から9億5,000万円を繰り入れ、繰入金全体では5,054万5,000円増の17億8,615万4,000円としております。

第21款市債では、(仮称)地域医療センターの建設等により、市債全体で9億910万円増の40億7,420万円としております。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

歳出におきましては、28年度の新規事業あるいは拡充をした事業の主なものについて、説明をさせていただきます。

64ページをお開きいただきたいと思います。

13目市民活動費でございますけれども、地域交流センターの整備事業として、友部、岩間分を合わせまして、13節委託料で、管理業務委託料1,600万1,000円、次ページの15節工事請負費で、地域交流センター整備工事費6億5,728万4,000円、18節備品購入費で、友部分の備品購入費として2,755万円を計上しております。

次に、88ページをお開きください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、1目児童福祉費総務費、15節工事請負費で8億6,640万円ですが、稲田地区の認定こども園の整備費として6億2,000万円、笠間小学校及び北川根小学校の児童クラブの整備として1億7,500万円、笠間幼稚園の解体撤去費として5,400万円、稲田幼稚園解体撤去費として1,740万円を計上しております。

104ページをお開きいただきたいと思います。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、6目保健センター管理費、19節負担金補助及び交付金で、市立病院の整備に伴います行政機能分の経費として、病院事業会計に負担する(仮称)地域医療センター建設事業負担金2億2,020万円を計上しております。

106ページをお開きください。

第2項清掃費、4目エコフロンティアかさま対策費、15節工事請負費でございますけれども、下の107ページをごらんいただきまして、堂ノ池整備工事として5億円を計上してお

ります。

130ページをお開きください。

第7款土木費、第2項道路橋梁費、4目幹線道路整備費において、南友部平町線ほか6路線の整備費として、15節工事請負費に道路新設改良工事費3億9,644万円、17節公有財産購入費に3,383万円、19節負担金補助交付金に道路付帯工事負担金5,000万円、JR踏切歩道設置工事負担金に1億5,000万円、22節補償補填及び賠償金で、物件移転等補償費4,885万円を計上しております。

133ページをお開きください。

第4項都市計画費、1目都市計画総務費、15節工事請負費で、旧井筒屋本館の耐震補強改修工事として施設整備工事費1億8,000万円を計上しております。

153ページをお開きください。

第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費でございますけれども、小学校の普通教室にエアコンを設置するため、13節委託料に設計業務委託料1,656万8,000円を計上しております。

157ページをお開きください。

第3項中学校費、3目学校建設費でございますけれども、笠間中学校武道場建設事業として、13節委託料に管理業務委託料870万5,000円、15節工事請負費2億7,000万円を計上しております。

170ページをお開きいただきたいと思います。

第12款諸支出金、第1項公営企業費、1目病院事業支出金、24節投資及び出資金で、(仮称)地域医療センターの整備等に係る一般事業会計から病院事業会計の出資金1億2,890万円を計上しております。

以上で、平成28年度笠間市一般会計予算の説明を終わります。

○議長(藤枝 浩君) 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長(友水邦彦君) 続きまして、予算書195ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第48号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億9,800万円と定めるものであります。第2条は一時借入金の最高額を3億円と定めるものであります。第3条は歳出予算の流用に関する規定であります。

歳入歳出の主なものにつきましてご説明いたします。

ページを返していただきまして、196ページをごらんください。

最初に、歳入になります。

1款国民健康保険税21億2,401万2,000円は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保

険者等国民健康保険税の現年課税分及び滞納繰り越し分をそれぞれ計上しております。

3 款国庫支出金21億4,888万5,000円は療養給付費や高額療養費共同事業及び特定健康診査に対する国庫負担金並びに財政調整交付金などでございます。

4 款療養給付費等交付金 2 億7,791万7,000円は退職被保険者に対します療養給付費の交付金でございます。

5 款前期高齢者交付金19億3,334万7,000円は前期高齢者に対します交付金であります。

6 款県支出金 5 億2,426万2,000円は、高額医療費共同事業及び特定健康診査に対します県負担金並びに財政調整交付金でございます。

7 款共同事業交付金23億7,926万3,000円は、高額医療共同事業及び保険財政共同安定化事業に対します交付金でございます。

9 款繰入金 7 億995万7,000円は、一般会計からの事務費及び保険基盤安定事業費並びに出産育児一時金などの繰入金をそれぞれ計上してございます。

続きまして、歳出になります。

ページを返していただきまして、198ページをごらんいただきたいと思っております。

2 款保険給付費57億9,107万5,000円は、一般被保険者及び退職被保険者に対します療養の給付費並びに高額療養費、移送費、出産育児費、諸費及び葬祭費をそれぞれ計上しております。

3 款後期高齢者支援金等は、12億27万3,000円の計上、5 款介護納付金は 5 億7,068万8,000円の計上であります。

6 款共同事業拠出金は23億7,927万1,000円、高額療養費共同事業及び保険財政共同安定化事業などへ拠出するものでございます。

7 款保険事業費8,178万6,000円は、40歳から75歳未満の被保険者に対して行います特定健康診査及び特定保健指導事業の費用並びに健康づくりの推進事業費などをそれぞれ計上してございます。

以上で、議案第48号の説明を終わります。

続きまして、227ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第49号 平成28年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億1,000万円と定めるものであります。歳入歳出の主なものにつきまして、ご説明いたしますので、228ページをお開きください。

最初に、歳入になります。

1 款後期高齢者医療保険料 5 億1,569万1,000円は後期高齢者の現年度分及び滞納繰り越し分の保険料をそれぞれ計上しております。

4 款繰入金 1 億7,760万円は、事務費及び保険基盤安定並びに後期高齢者健康事業に係る

繰入金でございます。

6款諸収入1,656万2,000円は後期高齢者医療広域連合からの健診委託金及び人間ドックなどへの助成金でございます。

続きまして、229ページをごらんください。

歳出になります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金6億8,146万9,000円は後期高齢者医療広域連合への保険料納付金及び後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金等でございます。

4款保険事業費1,637万8,000円は健康診断検査委託料及び人間ドックなどへの健康補助金などでございます。

以上で、議案第49号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 議案第50号 平成28年度笠間市介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

予算書の239ページをお開きいただきます。

第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億6,000万円と定めるものでございます。第2条は債務負担に関する規定で、244ページをお開きいただきたいと思います。第2表のとおり、平成30年度から介護保険事業計画を策定するため、平成28年度から29年度までの期間で限度額192万5,000円の債務負担行為としております。

戻っていただきまして、239ページですが、第3条一時借入金の借入最高額を2億円と定めるもので、第4条は歳出予算の流用についての規定でございます。

歳入についてご説明申し上げますので、240ページをお開きください。

主なものについてでございますが、第1款保険料13億5,352万6,000円につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料で、第3款国庫支出金13億7,136万6,000円は介護給付費及び地域支援事業費に対する国の負担金及び補助金です。

第4款支払基金交付金16億3,310万9,000円は40歳から64歳までの第2号被保険者の負担分になります。

第5款県支出金8億7,491万円は介護給付費及び地域支援事業費に対する県の負担金及び補助金で、第7款繰入金9億1,700万1,000円につきましては、給付費や地域支援事業費、人件費等に対する一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

次に、242ページの歳出についてご説明申し上げます。

第1款総務費1億5,721万3,000円は介護保険制度の運営に係る人件費及び事務費でございます。

第2款保険給付費58億1,186万8,000円は介護サービス及び介護予防サービスなどの利用に対する給付費で、第4款地域支援事業費1億3,128万1,000円は介護予防事業及び包括的支援事業費、任意事業費でございます。

第5款基金積立金5,748万3,000円は介護給付費準備基金への積立金です。

以上で、議案第50号 平成28年度笠間市介護保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第51号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計について、ご説明申し上げます。

277ページをお開きいただきます。

第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,700万円と定めるものでございます。

第2条につきましては、歳出予算の流用についての規定でございます。

主なものについてご説明申し上げますので、278ページお開きください。

歳入についてですけれども、第1款サービス収入2,547万9,000円は介護予防支援サービスケアプランの作成に対する収入で、第2款繰入金151万円は一般会計から繰り入れするものです。

次に、279ページ、歳出でございますが、第1款総務費1,484万6,000円は主に人件費で、第2款サービス事業費1,211万8,000円はケアプラン作成の委託料でございます。

以上で、議案第51号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 上下水道部長藤枝泰文君。

○上下水道部長（藤枝泰文君） 議案第52号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

293ページお開きください。

第1条は歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億5,300万円と定めるもので、第2条は継続費について、第3条は債務負担行為について、第4条は地方債について、第5条は一時借入金の最高額を8億円とすることについて、第6条では歳出予算の各項の経費の流用について定めるものであります。

294ページごらんください。

第1表の歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

歳入ですが、第1款分担金及び負担金3,504万5,000円は主に受益者負担金、第2款使用料及び手数料5億5,092万7,000円は主に下水道使用料、第3款国庫支出金2億6,153万2,000円は下水道整備工事及び浄化センター等の長寿命化工事に伴う国庫補助金、第4款県支出金670万円は下水道整備に伴う県補助金でございます。

第6款繰入金は公債費の償還及び下水道の工事費に充てるため、一般会計から繰り入れるものでございます。

295ページごらんください。

第9款市債9億7,620万円は公共下水道事業債及び資本平準化債などがございます。

歳出については、296ページとなります。

第1款1項下水道総務費9億4,998万5,000円は、業務関係費用、浄化センターともべ、

下市毛ポンプ場の長寿命化計画に基づく設備更新工事、施設の保守点検・修繕等の維持管理費でございます。

2項下水道建設費4億2,621万円は面整備に係わる管渠布設工事及び笠間第二幹線圧送管布設工事等の費用でございます。

第2款公債費13億7,180万5,000円は公共下水道事業債及び資本平準化債の元利金の償還費、また、297ページごらんいただきまして、第2表継続費となります。下水道施設長寿命化計画に基づき、下市毛ポンプ場の機械電気設備の更新を平成28年、29年の2カ年で実施するもので、総額6億8,790万円を予定しております。

298ページごらんください。

3表です。債務負担行為でございます。

平成30年度を目標に、下水道事業会計の地方公益企業法適用に向けた準備を行うもので、平成28年、29年の2カ年で総額5,900万円を予定しております。

299ページ、第4表地方債でございますが、起債の目的の公共下水道事業債につきましては、管渠布設工事費及び長寿命化計画に基づく浄化センターやポンプ場の改修工事費が主なもので、5億5,580万円を、資本平準化債については4億円を、また、公営企業会計への移行のための適用債として、今年度分として2,040万円をそれぞれ限度額としております。

以上で、議案第52号について、説明を終わります。

続いて、327ページお聞きください。

議案第53号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

第1条は歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,400万円と定めるもので、第2条は地方債について、3条は一時借入金の限度額を2億円に、4条は歳出予算の確保の経費の流用について定めております。

328ページごらんください。

1表の歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

初めに、歳入でございますが、1款分担金及び負担金1,318万6,000円は友部北部Ⅱ期地区の工事分担金、2款使用料及び手数料7,006万4,000円は主に農業集落排水使用料、3款国庫支出金1億1,400万円及び4款県支出金2,275万2,000円は、友部北部Ⅱ期地区の整備に伴う国県補助金でございます。

6款繰入金は、工事経費及び公債費の償還に充てるため、一般会計及び農業集落排水事業市債償還金から繰り入れるものでございます。

329ページ、第9款市債1億3,640万円は友部北部Ⅱ期地区の整備事業に充てるための起債でございます。

歳出については、330ページとなります。

第1款1項農業集落排水施設管理費の9,625万1,000円の主なものは、汚泥くみ取り手数料、施設管理委託料、処理施設修繕工事等、第2項の農業集落排水施設建設費2億9,089

万3,000円は、友部北部Ⅱ期地区整備のための設計費及び工事費等でございます。

331ページごらんください。

第2表の地方債でございます。

起債の目的は農業集落排水事業の友部北部Ⅱ期地区の工事費用として限度額を1億3,640万円とするものでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 議案第54号 平成28年度笠間市岩間駅東土地地区画整理事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

353ページをお開き願います。

第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,532万円と定めるものでございます。歳入歳出の主なものにつきまして、ご説明を申し上げます。

354ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、歳入について、ご説明を申し上げます。

1款財産収入4,080万円につきましては、保留地処分金を計上したものでございます。

2款繰入金451万9,000円につきましては、一般会計から繰入金で公債費に充てるものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

355ページをごらんいただきたいと思います。

1款土地地区画整理事業費2,122万4,000円は保留地販売促進紹介料及び一般会計繰出金等でございます。

2款公債費2,409万6,000円につきましては、保留地処分金を財源とする地域開発事業債及び合併特例債の償還でございます。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 市立病院事務局長打越勝利君。

○市立病院事務局長（打越勝利君） 議案第55号 平成28年度笠間市立病院事業会計予算について、ご説明申し上げます。

363ページをお開き願います。

第2条の業務量の予定量でございますが、年間患者数は入院を延べ8,760人、外来を延べ2万8,175人とし、1日平均患者数では、入院を24人、外来を115人とするものでございます。第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入第1款病院事業収益支出、第1款病院事業費用の総額をそれぞれ7億2,200万とし、収入では、第1項医業収益としまして6億6,835万4,000円、第2項医業外収益として5,364万3,000円など計上するものでございます。

支出では、第1項医業費用としまして、7億1,756万5,000円、第2項医業外費用としま

して、377万3,000円などを計上するものでございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入につきましては、第1款資本的収入7億3,823万6,000円とし、内訳としまして、第1項起業債とし、3億8,540万円、第2項出資金としまして1億3,263万6,000円、第3項負担金としまして2億2,020万円を計上するものでございます。

また、支出につきましては、第1款資本的支出を7億4,149万7,000円とし、内訳としまして、建設改良費としまして7億3,500万、起業債償還金としまして649万7,000円を計上するものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額326万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

次に、364ページをお開き願います。

第5条の継続費につきましては、(仮称)地域医療センター建設工事の総額を18億3,500万とし、平成28年度年割額を7億3,400万円、平成29年度の年割額を11億100万と定めるものでございます。第6条の起業債につきましては、病院事業債の限度額を3億8,540万円と定めるもので、第7条の一時借り入れについては、一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。また、第8条には、予定支出の各項目の経費金額流用、第9条には、議会の議決を得なければ流用することのできない経費、第10条には、他会計からの補助金それぞれ掲載したものでございます。最後に、第11条は棚卸資産の購入限度額を1億7,280万円と定めるものでございます。

以上で、議案第55号の説明を終わります。

○議長(藤枝 浩君) 上下水道部長藤枝泰文君。

○上下水道部長(藤枝泰文君) 議案第56号 平成28年度笠間市水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

397ページお開き願います。

第2条の業務の予定量は記載のとおりであります。3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第1款水道事業収益は19億1,093万3,000円、内訳の第1項営業収益16億405万6,000円は、主に水道使用料、水道加入金等の給水収益、第2項の営業外収益3億687万3,000円は主に高料金対策補助金等の他会計補助金や補償工事負担金等でございます。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用は18億3,479万6,000円で、内訳の第1項営業費用17億3,719万円の主なものは、原水及び浄水費用、県水受水費、排水及び給水費用、減価償却費等、第2項営業外費用8,230万2,000円は、起業債借入利息及び消費税等の支払い、第3項特別損失30万4,000円は、過年度損益修正損で、過年度調停還付金であります。なお、4項予備費として1,500万円を計上しております。4条は資本的収入及び支出の予定額でございます。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額5億5,768万8,000円は、当年度分消費税及び地方消

費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

398ページごらんください。

収入の第1款資本的収入は8,974万4,000円で、内訳としまして、第1項起業債4,000万円は石綿管更新事業に充てるための借り入れであります。第2項他会計出資金1,971万9,000円は、広域化対策による一般会計出資金、第3項の他会計負担金432万円は消火栓設置に係わる一般会計負担金、第4項の工事負担金2,570万4,000円は、下水道工事、農業集落排水工事に伴う水道管移設補償工事負担金であります。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出は6億4,743万2,000円で、内訳としまして、第1項建設改良費3億2,728万8,000円は、排水管布設、石綿管布設がえ、下水道工事に伴う移設補償工事、飯田増圧ポンプ場のポンプ新設工事費が主なものであります。第2項起業債償還金3億2,014万4,000円は起業債の償還金であります。第5条は債務負担行為について、平成29年度から33年度までの5年間で3億1,000万円を限度額として水道料金徴収等の業務を委託するものであります。6条は起業債について、石綿管布設がえ工事のための起債の限度額を設定するものであります。

399ページに移りまして、第7条は一時借入金の限度額を1億円に、8条は予定支出の確保の経費の金額の流用について、9条は議会の議決を得なければ流用できない経費として職員給与費と公債費をそれぞれ記載のとおり設定するものであります。第10条は一般会計からの負担金、補助金及び出資金の設定、11条は棚卸資産の購入限度額を定めるものであります。

以上で、議案第56号についての説明を終わります。

続いて、439ページお開きください。

議案第57号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計予算についてでございます。

第2条の業務の予定量は記載のとおりでございます。第3条の収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入の第1款工業用水道事業収益は2,951万6,000円であります。内訳の第1項営業収益2,897万8,000円は給水収益、第2項の営業外収益53万8,000円は主に受取利息でございます。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用2,899万4,000円で、内訳の第1項営業費用2,598万9,000円は原水及び浄水費、排水費用、減価償却費などでございます。2項の営業外費用150万1,000円は消費税及び地方消費税、また、4項予備費として150万円を計上しております。4条は予定支出の各項の経費の金額の流用について、440ページをごらんいただきまして、5条は議会の議決を得なければ流用することができない経費として職員給与費を設定するものでございます。6条は棚卸資産の購入限度額100万円を定めるものであります。

以上で、議案第57号についての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣言

○議長（藤枝 浩君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は3月3日午後2時に開きます。

なお、午前10時から常任委員会を開催いたしますので、ご参集願います。

本日、この後3時15分から全協室で全員協議会を開きますので、よろしくお願ひします。

本日はこれにてご苦労さまでした。

午後3時02分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 藤 枝 浩

署 名 議 員 飯 田 正 憲

署 名 議 員 西 山 猛